

# 第四次 柏崎市障害者計画

計画期間：平成28年度～平成32年度



平成28年3月

柏崎市



## はじめに



本市では、平成23年3月に「第三次柏崎市障害者計画」を策定し、障害の有無にかかわらず、お互いの個性を尊重し、認め合い、地域の中で共に支えあう「共生社会」の実現をめざし、障害者施策を推進してきました。

国においては、平成24年10月に「障害者虐待防止法」の施行、平成25年4月には「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への改正、平成25年6月には、「障害者差別解消法」が公布されるなど、障害者施策に関する法整備が進められてきました。さらに、平成26年1月には、障害のある人の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者権利条約」を批准しました。

今後は障害を理由とした差別の禁止や、障害のある人の権利確保のために必要な配慮や調整など、条約の趣旨に沿った障害者施策の推進が求められています。

このような状況を踏まえ、障害のある人を取り巻く環境とニーズの変化に対応した生活全般に関する施策を推進するため、「第四次柏崎市障害者計画」を策定しました。

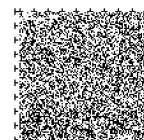
本計画では、「障害のある人もない人も、お互いを理解し、支えあい、思いやりのあるまちづくりをめざして」を基本理念に掲げています。全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人に対し必要な配慮などが実践され、差別のない地域社会の実現を目指し、取り組みを進めていくこととしています。

本計画の推進には、市民、関係機関、行政との協働による取り組みが必要不可欠ですので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました柏崎市障害者福祉推進会議の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました関係機関並びに関係団体の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成28年3月

柏崎市長 会田 洋





# 目次

## 第1章 計画の概要

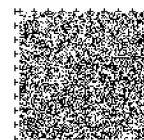
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	5

## 第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	9
2 計画の基本方針	10
3 計画の重点推進項目	12
4 計画の全体図	16
5 施策の体系	18

## 第3章 施策の展開

1 地域社会における生活支援体制の充実	
(1) 生活支援の充実	23
① 相談支援体制の充実	23
② 障害福祉サービスの充実	24
③ 福祉人材の育成・確保	28
2 健康づくりへの支援と療育・教育の充実	
(1) 保健・医療の充実	29
① 健康づくり・介護予防対策の充実	29
② 早期発見・早期支援の推進	30
③ 精神保健・医療の充実	30
(2) 療育・教育の充実	31
① 早期療育体制の充実	32
② 保育・教育の充実	33
③ 特別支援教育の充実	33
3 自分らしく働くことへの支援の充実	
(1) 雇用促進・就労の支援	35
① 障害者雇用の促進	36
② 就労に対する支援体制の充実	36
③ 就労に関する相談支援体制の充実	37



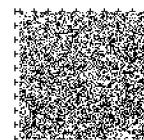
4	住み慣れた地域における社会参加の促進と安全・安心の確保	
(1)	スポーツ・文化芸術活動等の充実	38
①	スポーツ・文化芸術活動等への参加支援	38
②	ボランティア等の育成	39
③	余暇活動等の支援	39
(2)	安全・安心の確保	39
①	地域の防災対策の推進	40
②	地域の防犯対策の推進	40
③	消費者トラブルの防止	41
5	障害のある人への理解促進と社会的障壁のない社会づくり	
(1)	生活環境の整備	42
①	公共交通のバリアフリー化と外出支援の推進	42
②	公共施設等のバリアフリー化の推進	43
③	住宅のバリアフリー化の推進	43
(2)	情報アクセシビリティの推進	43
①	情報提供の充実	44
②	意思疎通支援の充実	44
③	情報通信における情報アクセシビリティの推進	45
(3)	差別の解消と権利擁護の推進	45
①	障害を理由とする差別の解消の推進	45
②	成年後見制度の利用促進	46
③	障害者への理解促進	46
④	障害者虐待防止の取組の推進	47

#### 第4章 計画の推進

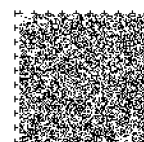
1	関係機関・関係団体との連携	51
2	計画の進捗管理と評価・見直し	51
3	近隣の自治体との連携	51

#### 資料編

◇	柏崎市の障害者の状況について	55
◇	柏崎市の障害福祉サービス等の状況について	59
◇	柏崎市障害者福祉推進会議	63
◇	用語の説明	67



## ■ 第 1 章 計画の概要







# 第1章 計画の概要

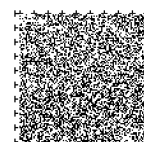
## 1 計画策定の趣旨

本市の障害者福祉施策は、平成23年3月に策定された、第三次柏崎市障害者計画において、ノーマライゼーションの考え方に基づき、障害の有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し、違いや多様性を認めあって、地域の中で共に支えあう「共生社会」の実現を目指して、障害者施策の推進に取り組んできました。

国においては、障害者基本法に基づいて、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、平成25年から平成29年度を計画期間とする第3次障害者基本計画を策定しました。

この第3次障害者基本計画では、障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体ととらえ、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるように支援するとともに、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、国が取り組むべき障害者施策の基本的な方向が定められています。

このような状況の中、第三次柏崎市障害者計画の計画期間の終了に伴い、障害者基本法や国の第3次障害者基本計画を基本として、障害のある人を取り巻く環境とニーズの変化等に対応するために、計画の見直しを行い、第四次柏崎市障害者計画を策定するものです。

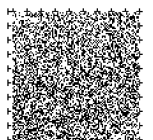
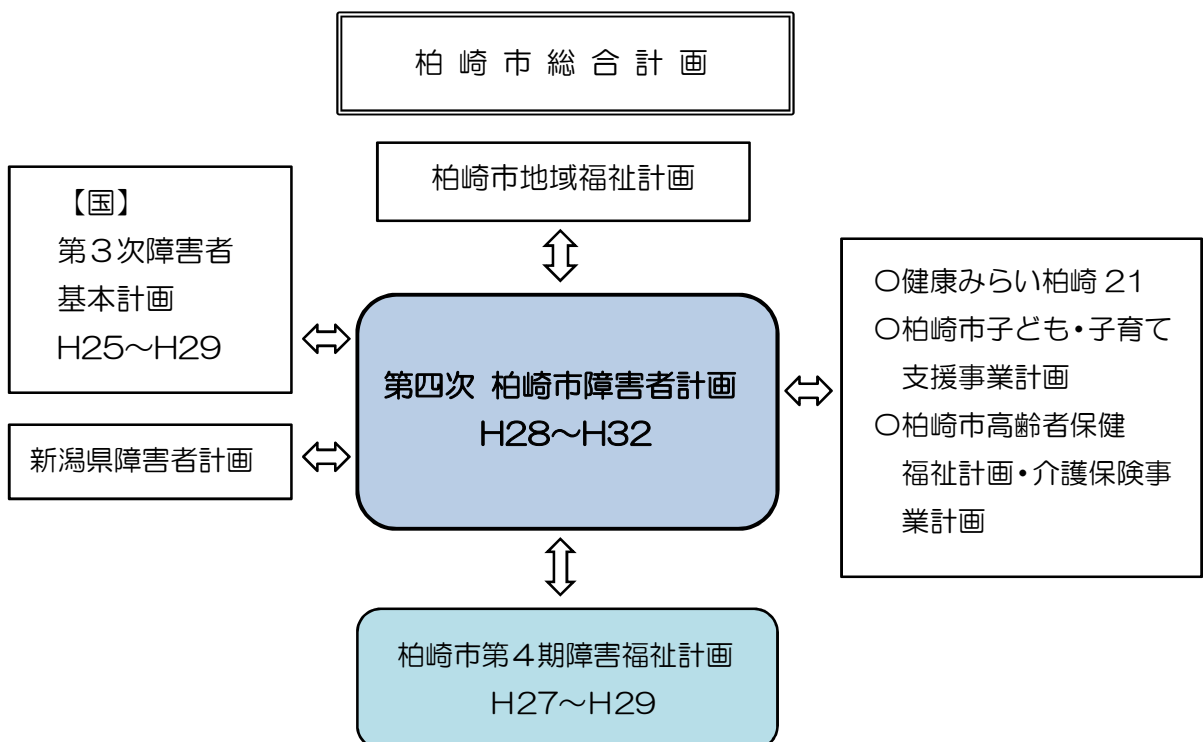


## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害のある人の生活全般にかかる幅広い分野の施策を総合的に推進するための基本的な計画です。

本市の総合的なまちづくりの指針を定めた最上位計画である「柏崎市総合計画」及び社会福祉法に基づく「柏崎市地域福祉計画」などの上位計画との連携や、柏崎市健康増進計画「健康みらい柏崎21」、「柏崎市子ども・子育て支援事業計画」、「柏崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」などの各種計画との整合性を図りながら計画を推進していきます。

障害福祉サービスの提供体制の確保等については、障害者総合支援法第88条第1項に基づく、「柏崎市第4期障害福祉計画」を平成26年度に策定し、平成29年度を目標年度として、数値目標やサービスの見込量の設定と見込量確保のための方策を定めています。

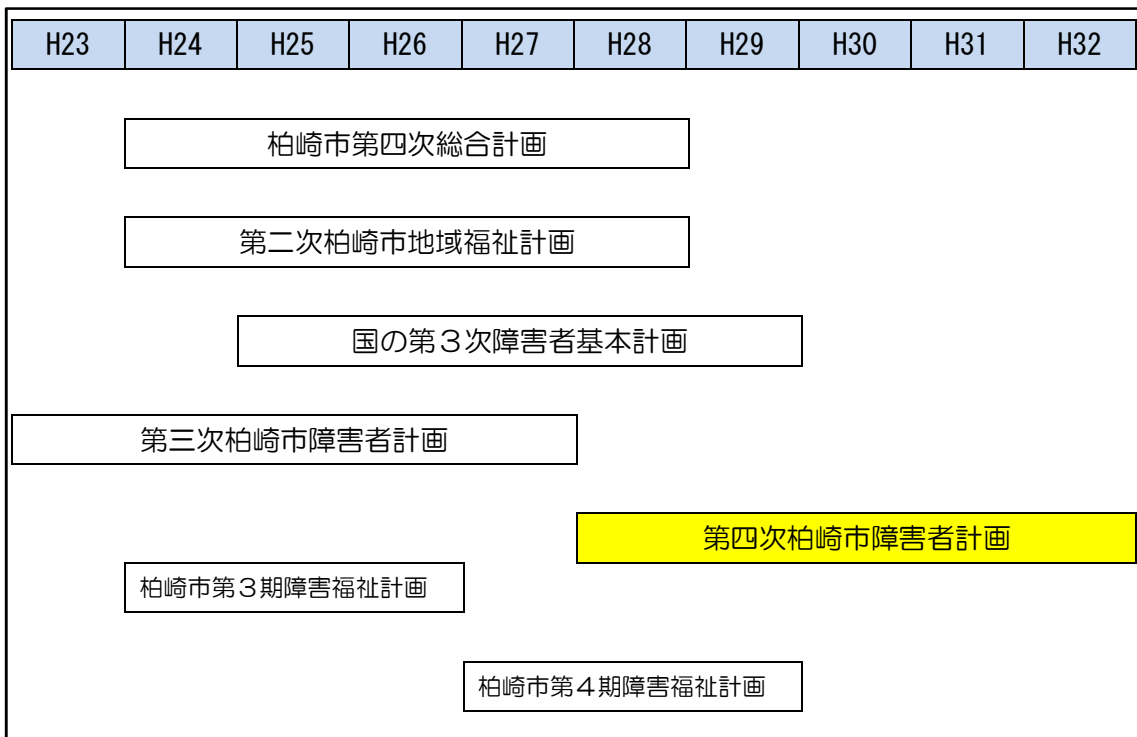


### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。なお、第四次障害者計画と関係のある各種計画の期間は次のとおりとなっています。

◎各計画の期間

年度



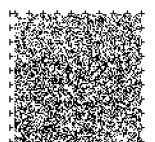
### 4 計画の策定体制

#### (1) 柏崎市障害者福祉推進会議

本計画の策定にあたっては、障害者関係団体、障害者福祉事業者、医療・教育・雇用関係者、公募の市民などで構成している市長の附属機関である「柏崎市障害者福祉推進会議」において、審議・検討を行いました。

#### (2) 行政内部の連携体制

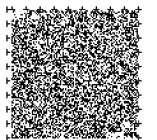
障害者福祉に係わる福祉課を主管課として、庁内関係部局の各担当部門と連携を図り、計画策定に係る検討・調整を行いました。







## 第2章 計画の基本的な考え方





## 第2章 計画の基本的な考え方

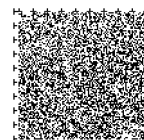
### 1 計画の基本理念

障害者基本法では、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指して障害者施策が講じられています。

第三次障害者計画においては、障害の有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し、違いや多様性を認めあって、地域の中で共に支えあう「共生社会」を目指して、「共に支えあい、共に活動し、安心して暮らせるまちづくりをめざします。」の基本理念のもと障害者施策を進めてきました。

本計画においても、引き続き、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いが理解し、支えあう「共生社会」を目指すとともに、障害のある人に配慮した、差別のない、暮らしやすい社会の実現を目指して次の基本理念を定めました。

障害のある人もない人も、お互いを理解し、支えあい、  
思いやりのあるまちづくりをめざして



## 2 計画の基本方針

---

### (1) 地域社会における生活支援体制の充実

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障害のある人の個々の状態に応じた日常生活や社会生活を営むための支援を充実していく必要があります。身近な場所で気軽に相談できる体制の充実と障害福祉サービスの質の向上を図り、地域社会で障害のある人やその家族を支援します。

### (2) 健康づくりへの支援と療育・教育の充実

健康づくりに関する施策を実施し、障害につながるような疾病の早期発見・早期支援を推進し健康の維持・増進に努めます。

特別な支援が必要な子どもが、地域でともに学び、育つことは、本人の将来の生活を豊かにするだけでなく、障害を理解し、ノーマライゼーションの理念が育つ環境として重要です。市内の幼稚園・保育園・小中学校と特別支援学校や高等学校等が連携しながら、障害の早期発見と早期療育、障害の状況と特性に応じた個性や可能性を伸ばす教育の推進を図ります。

### (3) 自分らしく働くことへの支援の充実

障害のある人が、地域でいきいきと自らの力を生かし働くことは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいのある生活を送るために極めて重要なことです。日中活動の場としての福祉的就労の確保と福祉的就労から一般就労につなげるための支援を関係機関と連携して取り組みます。

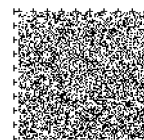
### (4) 住み慣れた地域における社会参加の促進と安全・安心の確保

障害のある人もない人も地域の一員として、積極的に地域活動に参加できるように、地域のボランティアとの交流やスポーツ・文化芸術活動等への参加促進を図ります。

災害などの緊急時における障害のある人の安全の確保と日常生活における防犯対策や消費者トラブルの防止に努めます。

### (5) 障害のある人への理解促進と社会的障壁のない社会づくり

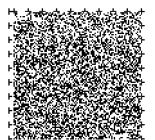
障害のある人が地域社会で暮らしていくためには、周囲の人たちが障害や障害のある人への理解を深め、また理解を広めていくことが必要です。市の広報やホームページに





より、周知・啓発を図るとともに柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会と連携し、障害についての理解促進の取組を図ります。

平成28年4月1日から施行される障害者差別解消法に基づき、障害のある人が日常生活や社会生活において、障害があることによって受ける制限などの社会的障壁の除去の実施に向けた合理的な配慮の普及を推進します。



### 3 計画の重点推進項目

#### (1) 日中活動の場と住まいの場の確保

障害のある人が自分らしく心豊かな生活を送るためには、地域でいきいきと過ごすことのできる日中活動の場を充実させる必要があります。地域で生活を送るために必要な訓練を行う自立訓練、一般就労を希望する障害のある人が、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を行う就労移行支援、通常の事業所での就労が困難な人に働く場を提供する就労継続支援等のサービスにより、日中活動の場の確保とニーズに応じた事業拡充の促進を図ります。

障害のある人の地域での住まいの場の確保や福祉施設に入所、病院に入院している人の地域生活への移行に向けて、住まいの場の確保に努めます。

**関連施策（施策の体系）** ⇒ 18ページをご覧ください。

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| ○ 日中活動系サービスの充実 | 1 - (1) - ② - (イ) |
| ○ 居住系サービスの充実   | 1 - (1) - ② - (ウ) |
| ○ 地域生活支援事業の充実  | 1 - (1) - ② - (カ) |

#### (2) 相談支援体制の充実

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、相談窓口の充実と必要としている情報の提供を行う必要があります。指定特定相談支援事業者等との協力連携体制の強化を図り、円滑なサービス等利用計画などの作成を行い、障害のある人に必要としているサービスの提供と本人の意向に沿った支援に取り組みます。

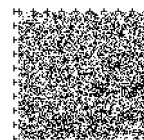
柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会を軸とした関係機関の連携により、相談支援体制の充実を図ります。

**関連施策（施策の体系）** ⇒ 18ページをご覧ください。

- |                            |                   |
|----------------------------|-------------------|
| ○ 障害者相談支援委託事業の充実           | 1 - (1) - ① - (ア) |
| ○ 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の支援体制の充実 | 1 - (1) - ① - (イ) |
| ○ 相談支援サービスの充実              | 1 - (1) - ② - (I) |

#### (3) 特別な支援が必要な子どもの支援の充実

発育・発達に心配がある子どもを早期に発見し、早い段階で療育を受けることは、心身の発育を促し、社会適応能力向上に有効であるとされています。



乳幼児健診や幼稚園・保育園等の集団活動の場面での保健指導と相談業務を充実させ、必要な支援につなげるため、早期発見・早期療育の体制をさらに充実させます。また、保健・医療・福祉・教育の相互の連携をさらに進め、特別な支援が必要な子どもがライフステージを通じて切れ目なく支援を受けられる体制の整備を進めます。

**関連施策（施策の体系）** ⇒ 18 ページをご覧ください。

○ 早期療育事業の推進	2 - (2) - ① - (7)
○ 発達障害のある人への支援体制の充実	2 - (2) - ① - (7)
○ 園機能・児童支援の充実	2 - (2) - ② - (7)
○ 卒業予定者の進路相談・支援の充実	2 - (2) - ③ - (7)

#### (4) 障害のある人の自立に向けた就労支援

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要になります。働く意欲のある障害のある人が、その状態や適性に応じて、能力を十分発揮し、可能な限り一般就労ができるように、関係機関と連携しながら支援します。

また、企業に対して、障害についての理解の促進や雇用に関する制度や補助等の情報提供を関係機関と連携して行い、障害者雇用の積極的な啓発に努めます。

**関連施策（施策の体系）** ⇒ 18 ページをご覧ください。

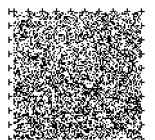
○ 障害者雇用の理解促進	3 - (1) - ① - (7)
○ 助成制度の周知と利用促進	3 - (1) - ① - (1)
○ 職場体験等の機会の充実	3 - (1) - ① - (1)
○ 障害者優先調達推進法の積極的な取組	3 - (1) - ② - (7)

#### (5) 防災対策の推進

自主防災組織等との連携・協力体制を構築し、災害が発生した場合の被害を最小限度にとどめることができるように、避難行動要支援者名簿を整備し、関係機関と情報共有を図り、障害のある人の安全確保に努めます。

**関連施策（施策の体系）** ⇒ 19 ページをご覧ください。

○ 避難行動要支援者名簿の整備	4 - (2) - ① - (7)
○ 平常時からの自主防災組織等との協力体制の強化	4 - (2) - ① - (1)



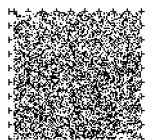
## (6) 差別の解消と権利擁護の推進

障害のある人に対する障害についての理解不足や障害を理由とした偏見や差別の解消など障害者差別解消法に関する取組を推進します。

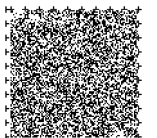
障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるように、障害のある人や介助者等の高齢化による将来的な不安の解消、本人の意思決定及び自己決定を尊重したうえで、成年後見制度の適切な利用促進を図り、障害のある人の権利擁護の推進に取り組みます。

**関連施策（施策の体系）** ⇒ 19 ページをご覧ください。

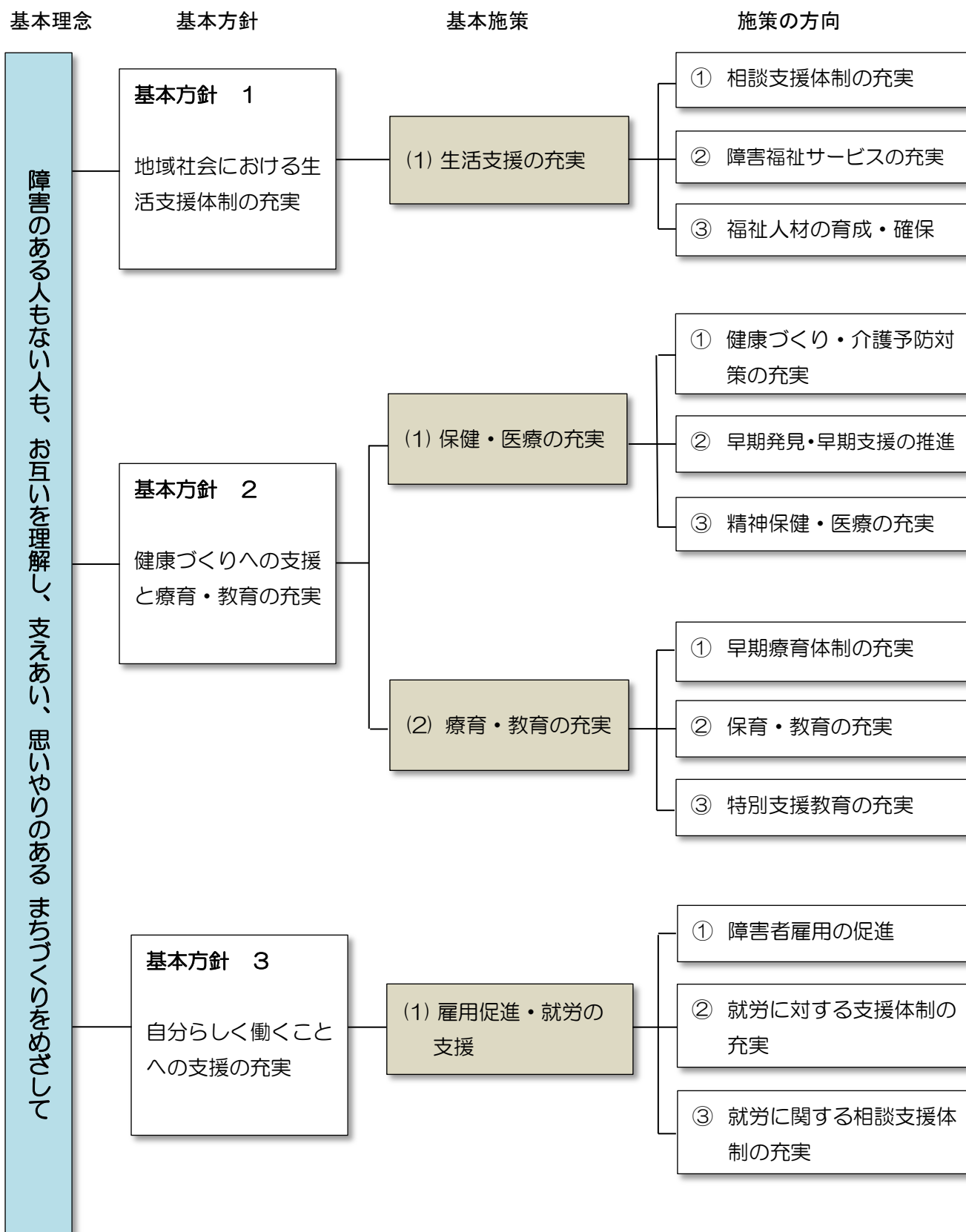
- 
- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| ○ 障害者差別に関する相談体制の整備   | 5 - (3) - ① - (イ) |
| ○ 障害者差別解消に向けた啓発活動の推進 | 5 - (3) - ① - (ウ) |
| ○ 成年後見制度利用支援事業の推進    | 5 - (3) - ② - (ア) |
- 



【 計画の全体図と施策の体系 】



## 4 計画の全体図

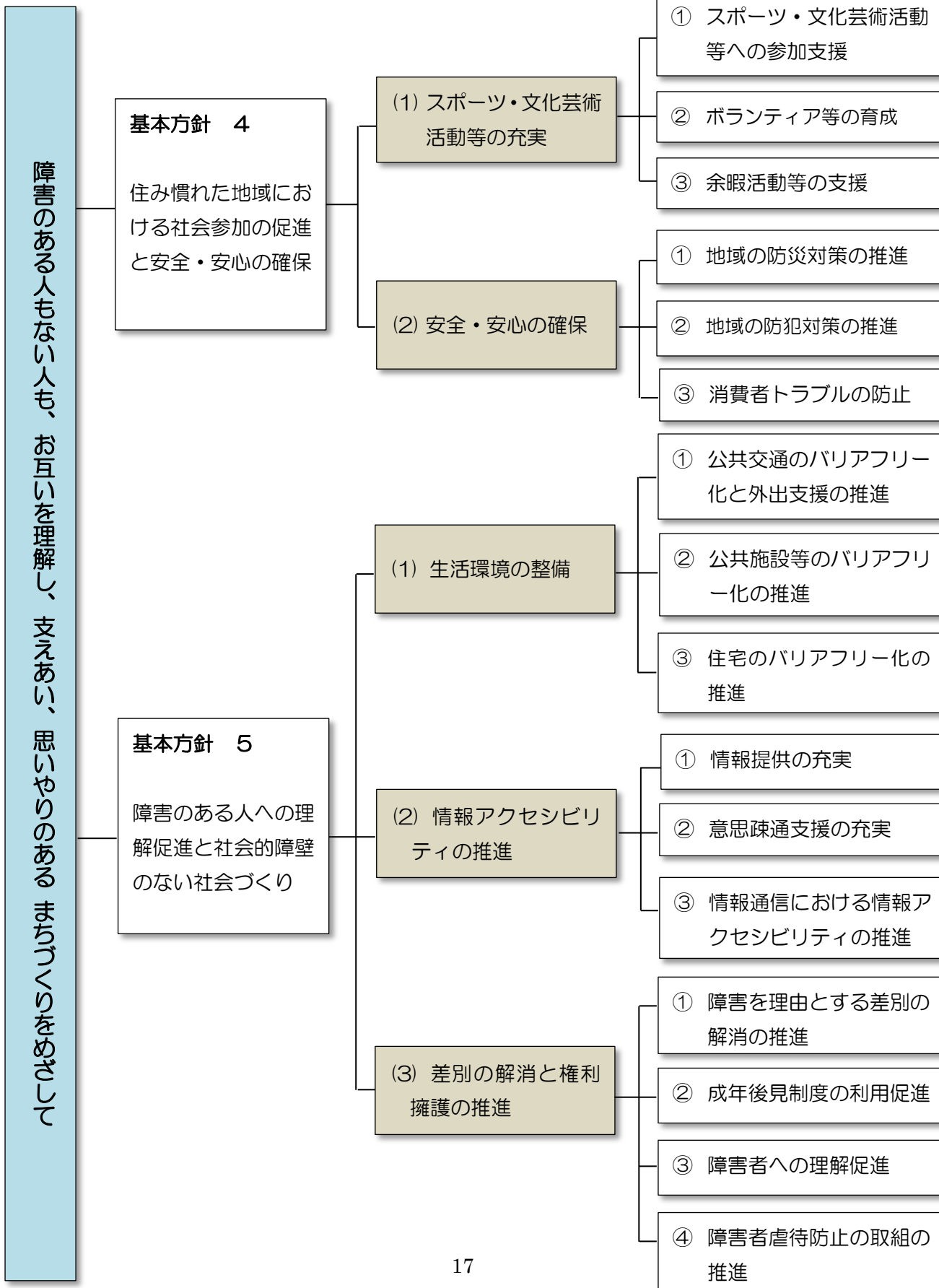


基本理念

基本方針

基本施策

施策の方向



5 施策の体系

基本理念	基本方針	基本施策	施策の方向	具体的な施策			
障害のある人もない人も、お互いを理解し、支えあい、思いやりのあるまちづくりをめざして	1. 地域社会における生活支援体制の充実	(1)生活支援の充実	①相談支援体制の充実	(ア) 障害者相談支援委託事業の充実 (イ) 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の支援体制の充実 (ウ) 新潟県障害者自立支援協議会との連携と情報共有 (エ) 障害者相談員との連携強化			
			②障害福祉サービスの充実	(ア) 訪問系サービスの充実 (イ) 日中活動系サービスの充実 (ウ) 居住系サービスの充実 (エ) 相談支援サービスの充実 (オ) 障害児支援サービスの充実 (カ) 地域生活支援事業の充実 (キ) その他の障害福祉サービスの充実			
			③福祉人材の育成・確保	(ア) 福祉人材の充実 (イ) 研修事業の取組 (ウ) ボランティア活動への支援			
			2. 健康づくりへの支援と療育・教育の充実	(1)保健・医療の充実	①健康づくり・介護予防対策の充実	(ア) 生活習慣病の重症化予防対策 (イ) 健康づくり・介護予防活動の推進 (ウ) 介護予防の意識啓発の推進	
					②早期発見・早期支援の推進	(ア) 母子健康診査による早期発見 (イ) 相談支援体制の充実による早期の支援 (ウ) 地域リハビリテーションの充実 (エ) 難病等の支援の充実	
					③精神保健・医療の充実	(ア) こころの病気のある人への理解と啓発活動 (イ) こころの病気の早期発見と早期治療 (ウ) こころの病気に関する相談窓口体制の充実	
					(2)療育・教育の充実	①早期療育体制の充実	(ア) 早期療育事業の推進 (イ) 療育専門機関等との連携強化 (ウ) 発達障害のある人への支援体制の充実 (エ) 重症心身障害児者等の支援
						②保育・教育の充実	(ア) 園機能・児童支援の充実 (イ) 教育関係機関と連携した支援体制の充実
						③特別支援教育の充実	(ア) 教育体制の整備・充実 (イ) 関係機関と連携した教育相談の充実 (ウ) 卒業予定者の進路相談・支援の充実
	(1)雇用促進・就労の支援	①障害者雇用の促進				(ア) 障害者雇用の理解促進 (イ) 助成制度の周知と利用促進 (ウ) 就職相談会・面接会の充実 (エ) 職場体験等の機会の充実	
		②就労に対する支援体制の充実				(ア) 就労移行支援・就労継続支援事業の充実 (イ) 職業訓練等の充実 (ウ) 障害者優先調達推進法の積極的な取組 (エ) 就労後の定着支援	
		③就労に関する相談支援体制の充実				(ア) 関係機関と連携した相談支援の充実 (イ) 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会による相談支援の充実	

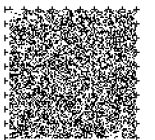


5 施策の体系

基本理念	基本方針	基本施策	施策の方向	具体的な施策		
障害のある人もない人も、お互いを理解し、支えあい、思いやりのあるまちづくりをめざして	4. 住み慣れた地域における社会参加の促進と安全・安心の確保	(1) スポーツ・文化芸術活動等の充実	①スポーツ・文化芸術活動等への参加支援	(ア) スポーツ大会等の開催の周知と参加促進 (イ) 文化芸術鑑賞会等の開催の周知と参加促進 (ウ) 障害者団体等の活動への支援		
			②ボランティア等の育成	(ア) ボランティア団体等の自主的活動への支援 (イ) ボランティア講座等の周知		
			③余暇活動等の支援	(ア) 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会による地域活動の支援 (イ) 地域における交流の促進 (ウ) 関係機関等と連携した余暇活動支援		
			(2) 安全・安心の確保	①地域の防災対策の推進	(ア) 避難行動要支援者名簿の整備 (イ) 平常時からの自主防災組織等との協力体制の強化 (ウ) 防災知識の普及・啓発	
				②地域の防犯対策の推進	(ア) 防犯体制の整備 (イ) 防犯関係機関との連携強化 (ウ) 防犯知識の普及・啓発	
				③消費者トラブルの防止	(ア) 消費者トラブル防止のための啓発活動 (イ) 関係機関と連携した未然防止対策の推進 (ウ) 各種相談窓口の活用促進	
		5. 障害のある人への理解促進と社会的障壁のない社会づくり		(1) 生活環境の整備	①公共交通のバリアフリー化と外出支援の推進	(ア) 公共道路環境の整備 (イ) 低床バス、福祉タクシー等の導入促進 (ウ) 福祉有償運送事業者等による外出支援の推進
					②公共施設等のバリアフリー化の推進	(ア) 公共的施設の助言・指導 (イ) おもいやり駐車場制度の普及啓発 (ウ) 新庁舎建設における障害のある人等への配慮
					③住宅のバリアフリー化の推進	(ア) 住宅改造の支援 (イ) 公営住宅のバリアフリー化の推進
			(2) 情報アクセシビリティの推進		①情報提供の充実	(ア) 広報誌による情報提供の充実 (イ) 市ホームページによる情報提供の充実 (ウ) 障害者向けガイドブックの作成配布
					②意思疎通支援の充実	(ア) 聴覚障害のある人への情報提供の充実 (イ) 視覚障害のある人への情報提供の充実 (ウ) ボランティア団体等への支援の促進
					③情報通信における情報アクセシビリティの推進	(ア) 市ホームページのアクセシビリティの推進 (イ) 日常生活用具における情報通信支援用具の充実
	(3) 差別の解消と権利擁護の推進		①障害を理由とする差別の解消の推進	(ア) 障害者差別解消に向けた職員対応要領の策定 (イ) 障害者差別に関する相談体制の整備 (ウ) 障害者差別解消に向けた啓発活動の推進		
			②成年後見制度の利用促進	(ア) 成年後見制度利用支援事業の推進 (イ) 成年後見制度法人後見支援事業の推進 (ウ) 日常生活自立支援事業の利用促進		
			③障害者への理解促進	(ア) 市の広報・ホームページによる啓発の推進 (イ) 障害者週間における啓発活動の充実 (ウ) 障害の理解のための研修・イベントの開催		
			④障害者虐待防止の取組の推進	(ア) 障害福祉サービス事業所等と連携した虐待防止の取組 (イ) 市の広報・ホームページによる啓発の推進 (ウ) 障害者の虐待防止支援体制の充実		



## ■ 第3章 施策の展開





## 第3章 施策の展開

### 1 地域社会における生活支援体制の充実

#### (1) 生活支援の充実

##### 【現状と課題】

障害のある人が住み慣れた地域で安心した生活を送るには、障害福祉サービスの充実は必要不可欠なものです。特に、重い障害のある人も安心して在宅で暮らせるよう、「居宅介護」や「行動援護」などの訪問系サービスの充実が望まれています。また、一般就労が困難な障害のある人へ働く場の提供と知識・能力向上の訓練を行う「就労継続支援」などの福祉的就労の確保や、常時介護が必要な障害がある人に日中の支援を行う「生活介護」などの日中活動の場の確保が、重要となっています。

さらに、地域生活支援事業において身近な地域で実施している「地域活動支援センター」事業などの市独自で行っている障害福祉サービスの充実も必要です。

65歳以上の障害のある人には、介護保険制度において要介護の認定を受けた場合、介護保険制度によるサービスを受けることから、適切に介護保険サービスを受けられるように介護保険制度との連携が必要です。

障害のある人やその家族などからの相談内容も個々のケースで複雑多様化し、相談件数も毎年増加しています。アンケート調査でも不足しているサービスに相談支援があげられています。

障害のある人の障害の状態や必要としているサービスなどのニーズを的確に把握できるように、身近に相談できる相談支援体制の拡充と、障害のある人や介護を行う家族などの高齢化に対応した相談支援体制の構築が必要です。

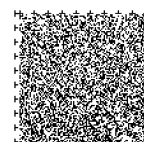
##### 【施策の方向】

#### ① 相談支援体制の充実

##### (ア) 障害者相談支援委託事業の充実

障害のある人の持つ悩みや問題は、その障害の種類や障害の程度、年齢、性別、家庭環境などいろいろな要因により、一人ひとり様々です。

個々の相談ケースについて、総合的に対応できる相談支援専門員の人員確保・人



材育成を図り、一人ひとりの障害の状況や能力、本人の意向の把握に努め、家族や友人・知人のいる住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援します。また、日常生活で抱える諸問題を身近な所で気軽に相談でき、適切な助言を受けられる相談支援体制を推進します。

#### (イ) 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の支援体制の充実

柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会では、障害福祉サービス事業所をはじめ、障害者関係団体や教育機関、医療機関、ハローワークなどの関係機関と連携して情報共有しながら、障害のある人が普通に暮らせる地域をめざして、相談支援体制の協議を行っています。

障害のある人のニーズや社会環境の変化に対応した相談支援体制の構築が円滑に行えるように関係機関との連携強化を図ります。

#### (ウ) 新潟県障害者自立支援協議会との連携と情報共有

新潟県障害者自立支援協議会の中越圏域連絡調整会議において、相談支援事業所及び中越圏域の市町村と相談支援体制について情報共有及び協議検討を行い、障害のある人に対する支援の充実に努めます。

#### (エ) 障害者相談員との連携強化

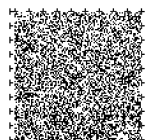
障害のある人が身近な地域で相談できるように障害者相談員連絡会を定期的で開催し、障害者相談員と行政、相談支援事業者等が情報共有や研修等を行い、連携しながら相談支援体制の構築を推進します。

## ② 障害福祉サービスの充実

#### (ア) 訪問系サービスの充実

障害のある人の日常生活を支えるサービスとして重要なことから、必要としているサービスを的確に把握し提供します。

サービス名	内 容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅での入浴や排せつ、食事などの介助や通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由(常に介護が必要)な人に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動支援等を総合的に行います。



サービス名	内 容
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動時必要な介助や外出時の移動中の介助等を行います。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に必要な介助を行います。
重度障害者等包括支援	重度の障害（常に介護が必要）のある人に、居宅介護などの複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

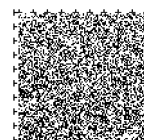
(イ) 日中活動系サービスの充実

日中の活動の場として、障害のある人がいきいきとした生活を送れるように、サービスの提供を図ります。

サービス名	内 容
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、日中、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います。
生活介護	常に介護が必要とする人に、日中、施設等で入浴、排せつ、食事などの介助や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害のある方が地域で自立した日常生活を送れるよう、一定期間において身体機能向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害や精神障害のある方が地域で自立した日常生活を送れるよう、一定期間において生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間において就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	通常の事業所での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結びます。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約は結びません。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期間の入所により入浴、排せつ、食事などの介助などを行います。

(ウ) 居住系サービスの充実

障害のある人の住まいの場について、地域資源を最大限に活用し支援の推進を図ります。



サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居で、日常生活上必要となる相談、援助、食事、入浴及び排せつなどの介助等を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴や排せつ、食事などの介助、その他の必要な日常生活の援助を行います。

#### (エ) 相談支援サービスの充実

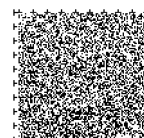
指定特定相談支援事業所と連携しながら、障害のある人個々の心身の状況、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画の作成及びモニタリングを行い、当事者の意向に沿った支援と必要性に応じた適切なサービス量の支給決定の実施に取り組みます。また、福祉施設への入所や病院の入院から地域生活への移行、地域生活の移行後の定着支援に取り組みます。

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスの支給決定または支給決定の変更前に、「サービス等利用計画案」を作成し、支給決定後のサービス等利用計画が適切であるか一定期間ごとに見直し（モニタリング）を行い、サービス等利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設に入所している人や病院に入院している人に対し、地域で生活するための住居の確保や準備のための同行支援などを行います。
地域定着支援	地域で生活している単身の障害のある人や、退所、退院後で見守りが必要な人に、夜間等を含めた緊急時における連絡相談などのサポートを行います。

#### (オ) 障害児支援サービスの充実

児童福祉法のサービスである障害児通所給付の児童発達支援、放課後等デイサービスなどを行い、早期の療育支援により、特別な支援が必要な子どもやその家族を支援します。

サービス名	内 容
児童発達支援	就学前の児童を対象とし、日常生活の基本的な動作の習得や集団生活への参加のための療育支援活動を行います。



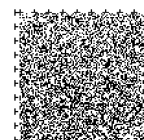


サービス名	内 容
放課後等デイサービス	就学している特別な支援が必要な子どもの放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用に係る内容等を定めた「障害児支援利用計画案」の作成を行い、一定期間ごとに見直し（モニタリング）を行います。

#### (カ) 地域生活支援事業の充実

障害のある人などが、自立した日常生活または社会生活が送れるよう支援の充実に図ります。

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して、障害のある人などに対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う行動に対して支援を行います。
相談支援事業	障害のある人などの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	知的障害や精神障害があり、判断能力が不十分な人の成年後見制度の利用支援と制度利用に係る費用について助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。
意思疎通支援事業	聴覚障害のある人へ手話通訳者（手話奉仕員）や要約筆記奉仕員を派遣します。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人に対し、自立支援用具等日常生活用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話等を行うのに必要な手話表現技術等を習得した手話奉仕員の養成を行います。



サービス名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に外出のための支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化します。
日中一時支援事業	一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、家族の就労支援や介護者が不在の場合の支援を行います。
生活サポート事業	障害支援区分が非該当の場合で、家事等の支援が必要な人に障害福祉サービスの提供を行います。
訪問入浴サービス事業	自力で入浴が困難な障害のある人に訪問入浴車を派遣して、自宅での入浴の介助を行います。

(キ) その他の障害福祉サービスの充実

紙おむつ購入費助成、身体障害者等交通費助成、自動車改造費助成、緊急通報装置設置などの福祉サービスについても継続して実施します。

③ 福祉人材の育成・確保

(ア) 福祉人材の充実

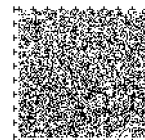
手話奉仕員養成研修、要約筆記奉仕員養成研修、点訳・音訳奉仕員養成研修等の事業を実施し、専門的知識の習得と人材の確保に努めます。

(イ) 研修事業の取組

相談支援事業所及びサービス事業所と柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会が連携し、サービス管理責任者等の研修会を実施しサービスの質の向上を図ります。

(ウ) ボランティア活動への支援

柏崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターなどの関係機関と連携したボランティア活動の支援を行います。



## 2 健康づくりへの支援と療育・教育の充実

### (1) 保健・医療の充実

#### 【現状と課題】

障害の予防、軽減を図るには、疾病や障害を早期に発見し、適切な支援を行うことが必要です。障害の原因の一部には生活習慣病に起因するものもあり、その重症化予防対策も重要となっています。各種健診の受診を勧めるとともに、健診後の健康相談、健康教育を充実させ、保健・医療・福祉の連携を図り、健康づくりへの意識を高めていくことが重要です。

こころの病気の予防及び軽減には、早い段階での発見・治療が重要であることから、保健所等と連携しながら、気軽に相談できる体制の充実とメンタルヘルスについての普及・啓発の取組が必要です。

平成25年4月より障害者総合支援法に定める障害児・者の範囲に難病等が加わり難病患者についても障害福祉サービスや相談支援等の対象となりました。医療機関等と連携を図り、難病等の対象となる疾病の周知を行い、症状や生活環境に応じた適切な支援を行っていく必要があります。

#### 【施策の方向】

### ① 健康づくり・介護予防対策の充実

#### (ア) 生活習慣病の重症化予防対策

健康寿命の延伸のためには、生活習慣病の発症予防と重症化予防の取組が重要です。特定健診受診率を高め、健診結果から生活習慣の改善につなげ、健診結果のハイリスク者に対しては、健康障害の予防のために適正な医療管理と継続支援を行います。障害のある人が、健診を受けやすい「ゆったり健診」「歯科相談」の実施に取り組みます。

#### (イ) 健康づくり・介護予防活動の推進

地域、企業・関係機関、行政など社会全体で、健康づくり・介護予防活動に取り組みます。健康推進員、食生活改善推進員、高齢者運動サポーター等による地域での活動を推進します。

#### (ウ) 介護予防の意識啓発の推進



地区で定着している「コツコツ貯筋体操」活動等の充実を図り、実施していない地区については、新規の取組を普及させ、健康意識の啓発と地域における介護予防活動を推進します。

## ② 早期発見・早期支援の推進

### (ア) 母子健康診査による早期発見

妊婦健康診査の公費負担と、4か月児、6か月、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に乳幼児健診を実施します。乳幼児健診では、発育・発達の遅れ、疾病や障害の早期発見に努めます。また、未受診の人に対して受診の勧奨を行い医療機関と連携して早期発見に取り組みます。

### (イ) 相談支援体制の充実による早期の支援

妊娠中や乳幼児の疾病や発育発達・育児に関する悩みや心配事に対して、健診や学級及び各種相談会で相談、支援を行います。

医療機関や保育園・幼稚園・学校や地域の相談支援者等と連携して、相談体制の充実に努めます。

高齢者等の心身の機能低下が見られた場合、早期に相談窓口につながるように、地域包括支援センターや医療機関等の関係機関との連携体制の推進を図ります。

### (ウ) 地域リハビリテーションの充実

医療機関、福祉・介護の関係機関等が、相互に地域リハビリテーション支援体制とそれぞれの機関の役割について共通理解を行い、効果的なリハビリテーションの提供体制の構築を目指します。

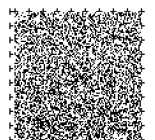
医療、介護のリハビリ専門職、介護支援専門員等を対象とした自立支援に向けた研修会を開催し、支援の充実を推進します。

### (エ) 難病等の支援の充実

平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、障害者の範囲に難病の人が加わり、平成27年7月には対象疾病が332疾病と拡大されました。医療機関や障害福祉サービス事業所等と連携し、対象となる疾病や障害福祉サービス等の情報提供を的確に行い、早期の支援体制に努めます。

## ③ 精神保健・医療の充実

### (ア) こころの病気のある人への理解と啓発活動



こころの病気のある人や精神障害者家族会及び社会参加を推進する家族等の活動を支援します。精神保健に関する情報提供と授産品の販売やこころの病気のある人の活動等を紹介し、理解を深めるための啓発活動を行います。

#### (イ) こころの病気の早期発見と早期治療

市民を対象とした「こころのゲートキーパー」養成研修を実施し、心の不調に周囲が早めに気づいて、早期発見・早期治療ができる体制づくりを推進します。

こころの病気とその予防、睡眠やストレス対処法等「こころの健康づくり」について市の広報、ホームページ、各種イベント等で普及啓発を行い、予防活動に努めます。

#### (ウ) こころの病気に関する相談窓口体制の充実

気軽に市民が立ち寄れるこころの健康に関する相談窓口として実施している「まちかどオアシスこころ」などの相談窓口体制を充実させ、早期の相談・受診・治療により、重症化の予防等を図ります。また、「こころのゲートキーパー」養成事業に参加した地域や職場、教育機関、団体等と連携し、相談窓口の周知を推進します。

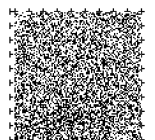
## (2) 療育・教育の充実

### 【現状と課題】

特別な支援が必要な子どもの療育・教育においては、その子どもが将来、社会人として自立し、かつ、社会の中でいきいきとした生活を送れるように、持っている能力を最大限に伸ばすための基本を身につけることが目標になります。

そのためには、できるだけ早期に障害を発見し、必要な療育・教育及び支援を行うこと、一人ひとりの障害の種別・程度、能力・適性等を考慮した教育を行うことが重要です。

通常の学級の指導では、十分に教育の効果を上げることが難しい特別な支援が必要な子どもの学びの場として、特別支援学級を設置するなど、少人数での教育支援を行っています。そのほか、言語、聴力、発達に支援が必要な子どもが増えてきており、通級指導教室の整備と指導の充実を行っています。



乳幼児期から学齢期、青年期に至るまでの一貫した療育支援と特別な支援が必要な子どもの集団適応力の向上を図り、二次障害を予防し、社会的に自立して生活できるように保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携し、支援体制を整備していく必要があります。

## 【施策の方向】

### ① 早期療育体制の充実

#### (ア) 早期療育事業の推進

発達に不安を持つ乳幼児及びその保護者を対象に早期療育事業を実施し、日常生活における基本的な動作の習得や就学などの集団生活への参加がスムーズに行えるように療育教室を継続実施します。また、乳幼児を早期支援につなげるための発達相談親子教室「らっこクラブ」を開催して保護者の子育てを支援します。

#### (療育事業)

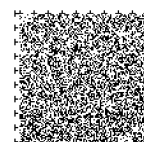
教室名	対象及び内容
プレー教室	就園前2～3歳 発達に不安がある乳幼児の親子教室
たんぼぼ教室	0～6歳 運動機能に遅滞がある乳幼児の親子教室
ことばの相談室	年中児、年長児 構音、吃音等の発音や発達についての教室
さくらんぼ教室	年中児、年長児 行動面に不安のある就園児の少人数の教室
いちご教室	年中児、年長児 行動面に不安のある就園児の個別の教室

#### (イ) 療育専門機関等との連携強化

県の療育相談等をはじめ、療育に関する専門機関や教育機関・医療機関と情報交換を行い、連携を強め、様々な療育支援に対応できる体制の充実を図ります。

#### (ウ) 発達障害のある人への支援体制の充実

乳幼児期から学齢期、さらに学校卒業後の青年期に至るまで一貫した相談及び支援を行う体制を関係機関、相談支援事業所などと連携して整備します。また、新潟県発達障がい者支援センター「RISE（ライズ）」と連携しながら、発達障害に関する適切な情報の伝達や権利擁護の推進を行います。



柏崎版の相談支援ファイル「すくすくファイル」の効率的な活用により、個々のニーズに対応した長期にわたる一貫した支援を推進します。

## (エ) 重症心身障害児者等の支援

重症心身障害児者の支援に関しては、医療機関との連携会議による情報共有や重症心身障害児者及び家族のニーズ把握を行い、関係機関と支援体制について検討を行います。

## ② 保育・教育の充実

### (ア) 園機能・児童支援の充実

幼稚園・保育園ごとに特別な支援が必要な子どもの特性に応じた支援方法について、コーディネートできるように園機能の充実を図ります。また、各種研修を実施し職員の質の向上を図ります。

放課後の児童支援として、児童クラブにおける特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進し、支援体制を充実させていきます。

### (イ) 教育関係機関と連携した支援体制の充実

特別な支援が必要な子どもを受け入れている幼稚園・保育園へ臨床心理士、言語聴覚士などの専門員による訪問巡回相談「キッズ・サポート」を実施し、幼稚園・保育園の支援体制の充実を図ります。

## ③ 特別支援教育の充実

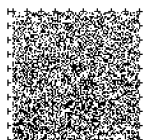
### (ア) 教育体制の整備・充実

全ての中学校区において特別支援教育部会を開催し、支援を必要とする子どもについて、実態把握票等を用いた情報交換を行います。また、特別支援教育コーディネーターを中心として全校体制で、在籍学級にかかわらず支援を必要とする子どもに対して「個別の指導計画」を作成し、適切な指導や支援を充実させます。

### (イ) 関係機関と連携した教育相談の充実

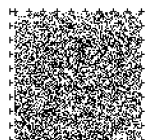
教育センターに所属する臨床心理士等の職員が、学校訪問により指導助言等を行い、相談体制を整備します。

特別な支援が必要な子どもの保護者に向けた講座等を実施し、教育相談の充実を図ります。



(ウ) 卒業予定者の進路相談・支援の充実

相談支援事業所、就労移行支援事業所、ハローワーク、新潟障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、特別支援学校の進路学習会等に合わせ卒業予定者及び在校生等へ早い時期から進路相談に応じ、就労に向けた取組を行います。また、進路希望調査を行い、卒業後の障害福祉サービスの利用が円滑に進むように支援を行います。





### 3 自分らしく働くことへの支援の充実

#### (1) 雇用促進・就労の支援

##### 【現状と課題】

障害のある人がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動を行うことは、社会にとっても大変有益なことであり、障害のある人自身の経済的な自立や生きがいにもつながることから、能力や障害の状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、障害のある人の雇用機会の拡大を図る必要があります。

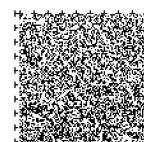
障害のある人の一般就労や職業的自立を促進するためには、障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の関係機関と連携し、就労に対する不安解消に努めるとともに、障害のある人の能力や障害の種類や程度に応じた職業リハビリテーション等の機会を拡充し、訓練や就労のための支援を充実させる必要があります。

事業主をはじめとして広く市民に対しても障害者雇用についての啓発活動を行い、障害者法定雇用率や障害者雇用促進のための助成金制度等の周知に努め、事業主や同じ職場で働く人に対して理解を得るための啓発活動を充実させ、障害のある人の職場定着の向上に努める必要があります。

(障害者雇用率の状況)

各年度6月1日現在

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
●柏崎所管内			
雇用障害者数(人)	175	206	223
実雇用率(%)	1.53	1.81	1.86
雇用率達成企業割合(%)	33.3	55.2	57.4
●新潟県			
雇用障害者数(人)	4,947	5,333	5,722
実雇用率(%)	1.65	1.75	1.85
雇用率達成企業割合(%)	44.7	49.8	54.4
●全国			
雇用障害者数(人)	408,947	431,225	453,133
実雇用率(%)	1.76	1.82	1.88
雇用率達成企業割合(%)	42.7	44.7	47.2



## 【施策の方向】

### ① 障害者雇用の促進

#### (ア) 障害者雇用の理解促進

事業所への障害者雇用に関する情報発信をハローワーク等と行い、障害者雇用の理解と障害のある人及び事業主の相互理解の促進を図ります。

#### (イ) 助成制度の周知と利用促進

障害者トライアル雇用奨励金制度などの障害者雇用に関する助成制度について、ハローワーク等と連携し周知を行い、制度利用の促進を図り、障害者雇道を推進します。

#### (ウ) 就職相談会・面接会の充実

障がい者就職面接会やジョブガイダンスをハローワーク等と開催し、障害のある人の特性に応じた職種や訓練先の紹介を行い、就職へつながる取組を推進します。

#### (エ) 職場体験等の機会の充実

障害者就業・生活支援センターの実習生や特別支援学校の生徒の職場体験を市の関係施設等で受け入れを行い、作業体験や能力向上のための支援を充実させます。

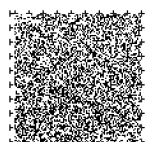
### ② 就労に対する支援体制の充実

#### (ア) 就労移行支援・就労継続支援事業の充実

就労移行支援事業では、障害のある人の一般就労への意欲を高めるとともに、一般就労へつなげるための質の高いサービスの提供と一人ひとりの適性に応じた支援を行います。就労継続支援事業では、通常の事業所での就業が困難な障害のある人に働く場の提供と知識能力向上のための訓練の充実により、就労移行支援事業の利用に向けたスキルアップを図ります。

#### (イ) 職業訓練等の充実

ハローワークやテクノスクールと協力して職業訓練の情報提供と障害のある人の特性に応じた職業訓練の推進に努め、就職に必要な知識・マナーを身につけ、働く意欲と自信をつけられるよう取り組みます。



(ウ) 障害者優先調達推進法の積極的な取組

障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定め、市が発注する物品や役務の提供について、少しでも多く障害者就労施設等から調達できるように関係課と協力しながら取り組みます。

(エ) 就労後の定着支援

障害者就業・生活支援センターと連携しながら、就労できた当事者同士の情報共有や交流の場の確保に努めるとともに、就労移行支援事業者の支援のほか新潟障害者職業センターが実施するジョブコーチ支援事業の活用により、就労定着の促進を図ります。また、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会による就労支援事業所や特別支援学校の支援者に対して勉強会等を開催し、支援者のスキルアップを図り、就労定着の支援を強化します。

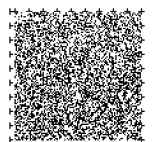
③ 就労に関する相談支援体制の充実

(ア) 関係機関と連携した相談支援の充実

就労移行支援事業所や相談支援事業所等と情報共有と連携を図りながら就労を希望する人に対して、本人の意向に沿った就労ができるように相談支援体制の充実を図ります。

(イ) 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会による相談支援の充実

柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会による障害者雇用の先進企業訪問等を開催し、障害のある人の就労に対する不安の解消や意識・意欲の向上を図ります。また、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会が作成した「働くことを応援するパンフレット」等を活用し、これから就労を希望する人やその家族等が必要としている情報提供を行います。



## 4 住み慣れた地域における社会参加の促進と安全・安心の確保

### (1) スポーツ・文化芸術活動等の充実

#### 【現状と課題】

障害のある人のスポーツ・文化芸術活動への参加は、自立と社会参加を促進するだけでなく、生活の質の向上を図り、生きがいのある豊かな生活を送るために重要なものです。また、障害のある人にとっては、自身の健康維持、リハビリテーションにも大きな役割を果たしています。

障害のある人がスポーツを楽しむ場合においては、介助者なしでは困難な場合が多く、障害のある人が、個別に介助者を確保することには限界があります。障害のある人がどのようなスポーツ・文化芸術活動を望み、どのような支援を必要としているか把握して、障害のある人のニーズに応じた支援を行う必要があります。

#### 【施策の方向】

### ① スポーツ・文化芸術活動等への参加支援

#### (ア) スポーツ大会等の開催の周知と参加促進

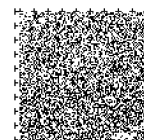
春季及び秋季に開催されるスポーツレクリエーション祭や市民ウォーキング、ニュースポーツ体験フェアなどの開催周知を行い、スポーツ推進委員等と連携して障害のある人のスポーツ大会などへの参加促進を図ります。

#### (イ) 文化芸術鑑賞会等の開催の周知と参加促進

市展の開催や綾子舞の現地公開などの文化芸術鑑賞の周知を行い、会場における車いすや専用駐車場の十分な確保を行うなど、障害のある人が参加しやすい環境づくりに努めます。

#### (ウ) 障害者団体等の活動への支援

障害者団体の活動が活性化することにより、障害のある人の自立と社会参加への意欲の向上が期待されることから、障害者団体やボランティア団体等の自発的な取組を支援します。



## ② ボランティア等の育成

### (ア) ボランティア団体等の自主的活動への支援

平成27年度に開設した「かしわざき市民活動センターまちから」や柏崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等において、ボランティア団体等の市民活動を支援します。

### (イ) ボランティア講座等の周知

ボランティア活動に関心を持ち、積極的に参加してもらえるようにするため、講座や体験メニュー等について、周知や参加の呼びかけを行います。

## ③ 余暇活動等の支援

### (ア) 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会による地域活動の支援

柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会のワーキング活動を通して、地域のイベントへの障害のある人の参加を促し、関係機関との連携を図りながら、地域と障害のある人とをつなぐイベント等の開催を推進します。

### (イ) 地域における交流の促進

地域行事への障害のある人の参加を促進することにより、交流の機会を増やし、地域住民に広く障害や障害のある人についての理解を広めていきます。

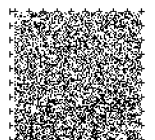
### (ウ) 関係機関等と連携した余暇活動支援

社会教育団体や学習団体等の関係機関と連携しながら、障害のある人が、安心して気軽に参加できる講座の企画・運営を行います。

## (2) 安全・安心の確保

### 【現状と課題】

近年は地震や火山活動、台風、竜巻、豪雨などの自然災害が多発しています。このような状況の中で、障害のある人が地域で安心して生活を送るには、災害が発生した時において、情報の伝達や避難誘導を迅速かつ的確に行い、被害の影響を最小限度にとどめることが重要です。また、避難場所のバリアフリー化を進め、個々の状態に応じた配慮と支援が必要です。



悪質な訪問販売や電話勧誘などの悪質商法の手口が巧妙化し、消費者被害を伴うトラブルが増加するとともに、振り込め詐欺に代表される特殊詐欺事件も後を絶ちません。このため、地域の「安全・安心の確保」に向けて、市民の犯罪に対する意識や知識を高め、警察をはじめとする関係機関、地域住民、団体などと緊密に連携し、消費者被害防止のための情報提供をはじめ、地域における防犯活動を推進する必要があります。

## 【施策の方向】

### ① 地域の防災対策の推進

#### (ア) 避難行動要支援者名簿の整備

個人情報保護に配慮しながら避難行動要支援者情報を収集し、市の関係部署、民生委員、自主防災組織及び福祉関係施設などの関係機関との情報の共有を図ります。また、災害時に、指定避難所での受入が困難な避難行動要支援者等に対しては、福祉避難所を設置して、安心して避難生活ができるよう努めます。

#### (イ) 平常時からの自主防災組織等との協力体制の強化

自主防災組織、民生委員、ボランティア団体などと協力し、地域における声かけ・見守り活動などのコミュニティ活動を通じて、障害のある人や障害に対する理解を深めるとともに、障害のある人と地域住民とのコミュニケーションづくりを推進し、地域ぐるみの支援体制を強化します。

#### (ウ) 防災知識の普及・啓発

自主防災組織の育成強化、防災訓練及び防災活動などの支援を行うほか、避難行動要支援者等に関する知識を有する防災士養成のための講座を開設します。

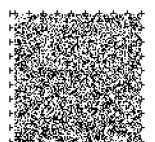
### ② 地域の防犯対策の推進

#### (ア) 防犯体制の整備

地域の自主防犯活動が効果的に行えるよう、市の広報、ホームページ、FMピッカー等多様な広報媒体を通じ防犯に関する情報提供を行います。

#### (イ) 防犯関係機関との連携強化

柏崎市防犯協会や柏崎警察署地区防犯連合会などの防犯関係機関と連携を強化し、情報交換を行います。



(ウ) 防犯知識の普及・啓発

コミュニティ振興協議会、町内会等と連携して、防犯対策や犯罪情報の提供を行います。また、防犯教室の開催により、防犯知識の普及、啓発に取り組みます。

③ 消費者トラブルの防止

(ア) 消費者トラブル防止のための啓発活動

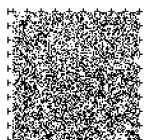
障害のある人や支援者が自ら入手し、学ぶことができるように、市の広報、ホームページ、チラシなどで、さまざまな消費者トラブルに関する情報を提供します。

(イ) 関係機関と連携した未然防止対策の推進

障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体の連携を促進し、障害のある人の消費者トラブル防止及び早期発見に取り組みます。

(ウ) 各種相談窓口の活用促進

消費生活センターや、柏崎市社会福祉協議会のふれあい総合相談所等の活動の周知を進めるとともに、消費者被害にあった場合の早期解決、被害を最小限に食い止めるための取組を進めます。



## 5 障害のある人への理解促進と社会的障壁のない社会づくり

### (1) 生活環境の整備

#### 【現状と課題】

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが住み慣れた地域で快適に暮らしやすい生活環境の整備の推進のため、建築物や公共交通等のバリアフリー化は必要です。

新潟県福祉のまちづくり条例の基準や指針に基づき、公共的施設の新規建設の際に必要な助言を行っています。また、障害のある人が暮らしやすいように身体状況に適した住宅に改築する際の経費の一部を補助しています。

障害のある人の高齢者の割合は増加しており、今後も更に障害のある人に配慮した生活環境の整備が重要となっています。

#### 【施策の方向】

### ① 公共交通のバリアフリー化と外出支援の推進

#### (ア) 公共道路環境の整備

新潟県では、新潟県バリアフリーまちづくり事業により、音響式信号機を茨目地内で設置しています。また、歩道改善整備を北園町、小島、与板地内で実施しています。

今後も関係機関と連携しながら、県に対してバリアフリー化が必要な箇所について要望していきます。

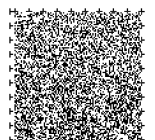
#### (イ) 低床バス、福祉タクシー等の導入促進

市街地循環バス「かざぐるま」「ひまわり」などで低床バスを運行しています。

これからも民間事業者の協力を得て、低床バスや福祉タクシーなどの導入を推進し、障害のある人の移動支援、社会参加を促進します。

#### (ウ) 福祉有償運送事業者等による外出支援の推進

平成26年度に透析のための通院送迎を専門とした福祉有償運送事業者が承認され、市内福祉有償運送事業者が4団体となりました。4団体に対しては、スムーズに事業展開できるよう必要な支援を行うことで、障害のある人の外出支援を推進します。





## ② 公共施設等のバリアフリー化の推進

### (ア) 公共的施設の助言・指導

新潟県では、平成8年3月に「新潟県福祉のまちづくり条例」を制定し、障害のある人や高齢者等が、安全かつ快適に地域で生活できる生活環境の整備を目的として、公共施設や市民が多く利用する施設について、基準や指針を定めています。

これらの施設の建設については、基準や指針に基づき、必要な助言・指導を行います。

### (イ) おもいやり駐車場制度の普及啓発

新潟県では、平成24年1月に、公共的施設の障害者等用駐車スペースの円滑な利用を目的として、新潟県おもいやり駐車場制度を開始しました。

この制度の周知に努め、おもいやり駐車場利用制度の普及と利用の適正化を図ります。

### (ウ) 新庁舎建設における障害のある人等への配慮

平成32年に完成を予定している、新庁舎においては、ユニバーサルデザインの思想に基づいた環境を整備し、障害や年齢などに関係なく誰もが安心して利用しやすい庁舎の建設を行います。

## ③ 住宅のバリアフリー化の推進

### (ア) 住宅改造の支援

住み慣れた住宅での生活の利便さを向上するため、日常生活用具給付事業や安心住まいの整備補助事業等により、住宅改造の支援を行います。

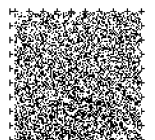
### (イ) 公営住宅のバリアフリー化の推進

平成22年度に策定した公営住宅等長寿命化計画に基づき、年次計画により車椅子対応住宅の提供や、手すりやスロープの設置など、入居者の生活状況に応じた公営住宅のバリアフリー化の改善工事を実施します。

## (2) 情報アクセシビリティの推進

### 【現状と課題】

ICT（情報通信技術）の発達とともに、パソコンや携帯電話・スマートフォンの普



及が急速に進み、インターネットを使った情報の取得やコミュニケーションツールが幅広く利用されています。

障害のある人や高齢者など、心身の機能に制約のある人でもウェブで提供されている情報に問題なくアクセスし、得たい情報を円滑に取得し、幅広い人たちとの多様なコミュニケーションを行うことができるよう、ウェブアクセシビリティの推進が重要です。

障害の程度に関わりなく情報が行き届くよう、さまざまな媒体を使って、情報提供していくとともに、点字や手話通訳など障害特性に応じた情報提供の充実に努めていく必要があります。

## 【施策の方向】

### ① 情報提供の充実

#### (ア) 広報誌による情報提供の充実

広報かしわざきや市議会だより等の広報誌の点訳版、音声訳版の提供を継続して実施します。

#### (イ) 市ホームページによる情報提供の充実

市のホームページに広報の音声訳データを掲載することを検討するほか、ホームページ上のPDFデータの読み上げも検討します。

#### (ウ) 障害者向けガイドブックの作成配布

障害のある人に対して、日常生活の支援を行うためのガイドブックを作成し、障害者手帳取得時に配布するほか、市のホームページに掲載します。

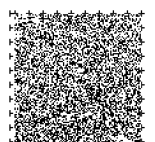
### ② 意思疎通支援の充実

#### (ア) 聴覚障害のある人への情報提供の充実

聴覚障害のある人に対しては、聴覚障害者用通信装置などの日常生活用具の活用等により、情報提供の充実に努めます。また、講演会などにおいても、手話や要約筆記による同時通訳の充実に努めます。

#### (イ) 視覚障害のある人への情報提供の充実

視覚障害のある人に対しては、広報かしわざき、市議会だよりの点訳版及び音声訳版を発行していますが、今後は市からのその他の情報についても、点訳、音訳化を推進するとともに、音声コードを付した文書の作成を進めます。



#### (ウ) ボランティア団体等への支援の促進

点訳、音訳、手話、要約筆記などの各ボランティア団体などが実施している講習会を支援するとともに、コミュニケーションが困難な人について、市民や事業所等の理解を深める取組を行います。

### ③ 情報通信における情報アクセシビリティの推進

#### (ア) 市ホームページのアクセシビリティの推進

障害に配慮した画面の色、文字の大きさの設定や、音声読み上げソフトのバージョンアップを継続して行い、ウェブアクセシビリティガイドラインに基づいて、誰もが分かりやすく、使いやすいホームページを目指します。

#### (イ) 日常生活用具における情報通信支援用具の充実

情報コミュニケーションに関する支援機器を必要とされる障害のある人に対して、障害特性に応じた日常生活用具の給付を行います。

### (3) 差別の解消と権利擁護の推進

#### 【現状と課題】

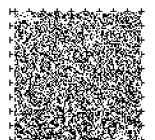
障害のある人が地域社会で暮らすためには、障害のある人もない人も、全ての住民がお互いを理解、尊重し、助け合いながら、差別のない共生社会を実現することが重要です。しかしながら、未だ社会の中には障害や障害のある人に対する偏見や誤解、理解不足などがみられ、障害のある人が、障害があることを理由に差別を受け、不快な思いをすることが少なくありません。

障害者差別解消法による合理的配慮等の取組を推進し、障害のある人が、障害があることによって受ける不当な差別的対応や制度、慣行、観念などの社会的な障壁を取り除く必要があります。

障害のある人が地域生活を進めていく上で、判断能力やコミュニケーション能力が不十分で、財産管理や制度、サービスの利用などで生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、障害のある人の権利や財産などを守るための権利擁護の推進が必要です。

#### 【施策の方向】

#### ① 障害を理由とする差別の解消の推進



(ア) 障害者差別解消に向けた職員対応要領の策定

平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行され、市には、合理的配慮を行うことが義務付けられます。窓口等において、障害のある人に対する適切な配慮を行うため、職員対応要領を策定し、障害のある人への適切な対応ができるようにします。

(イ) 障害者差別に関する相談体制の整備

障害を理由とする差別に対する相談窓口を明確化し、障害者差別に関する相談や紛争解決などに適切に対応します。

(ウ) 障害者差別解消に向けた啓発活動の推進

障害者差別の禁止や合理的配慮の提供などの障害者差別解消に向けた啓発活動を、市の広報、ホームページ、チラシなどで行います。

小中学校の人権教育については、人権に関する正しい理解や当事者意識、差別や偏見を解消する意志と行動力に結びつく教育を推進します。

② 成年後見制度の利用促進

(ア) 成年後見制度利用支援事業の推進

障害などのため判断能力が十分でない人の権利を守るため、財産管理や身上監護に関する契約などを援助する成年後見制度に関する相談や手続などの支援を行い、制度の普及を図ります。

(イ) 成年後見制度法人後見支援事業の推進

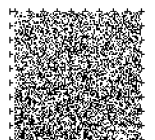
成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を推進します。

(ウ) 日常生活自立支援事業の利用促進

障害福祉サービスが十分に活用できない、身の回りのことや金銭管理ができないなどの判断能力が十分でない人を対象に、柏崎市社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」の周知を図り、利用を促進します。

③ 障害者への理解促進

(ア) 市の広報・ホームページによる啓発の推進



市の広報・ホームページの活用や障害への理解のための研修など、多様な手段によって、障害福祉に関する情報提供・啓発活動を進めます。

(イ) 障害者週間における啓発活動の充実

障害者基本法では、毎年12月3日から12月9日までの1週間を障害者週間と定めています。そして、地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされています。

本市では、広報にて障害者週間に関連した特集記事を掲載するほか、ボランティア団体やサービス事業者等関係機関と連携しながら、イベントの開催などの啓発活動を行います。

(ウ) 障害の理解のための研修・イベントの開催

柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の主催による障害のある人もない人も一緒に参加できる研修・イベント等を実施し、障害や障害のある人の理解の促進に努めます。

④ 障害者虐待防止の取組の推進

(ア) 障害福祉サービス事業所等と連携した虐待防止の取組

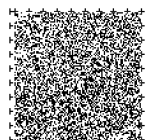
障害福祉サービス事業所や相談支援事業所、民生委員、医療機関、警察等の連携強化により、障害者虐待の早期発見に努めます。

(イ) 市の広報・ホームページによる啓発の推進

障害者虐待防止のため、市の広報・ホームページによる啓発活動を行い、地域の見守り支援体制を推進します。

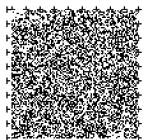
(ウ) 障害者の虐待防止支援体制の充実

障害者虐待対応マニュアルを整備し、障害者虐待の早期発見、早期対応が行えるよう支援体制の充実に努めます。





## ■ 第4章 計画の推進







## 第4章 計画の推進

### 1 関係機関・関係団体との連携

---

障害のある人を支援する施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境など、さまざまな分野が関連しています。そのため、庁内関係課はもとより、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会を軸とした幅広い分野における関係機関・関係団体と連携を強化し、一人ひとりの障害特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

### 2 計画の進捗管理と評価・見直し

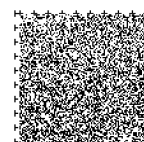
---

本計画の施策に係る進捗管理を障害者福祉推進会議において定期的を実施します。また、国の福祉施策の抜本的な見直しや、社会情勢の著しい変化があった場合には、これらの状況に柔軟に対応するため、必要に応じて障害者福祉推進会議を中心に施策の再検討を行い、本計画の見直しを行います。

### 3 近隣の自治体との連携

---

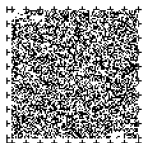
本計画の推進については、国・県からの情報を収集するとともに、中越圏域で開催される担当者会議を通じて、近隣の市町村と情報交換や地域の課題等について協議を行い、サービス等の支援体制の充実を図ります。







# 資料編





# 資料編

## ◇ 柏崎市の障害者の状況について

### 1 柏崎市の世帯・人口の推移 (各年3月31日現在 単位:人)

年	世帯数	人口(男)	人口(女)	人口計
H25	34,359	44,022	45,489	89,511
H26	34,424	43,551	45,057	88,608
H27	34,617	43,201	44,656	87,857

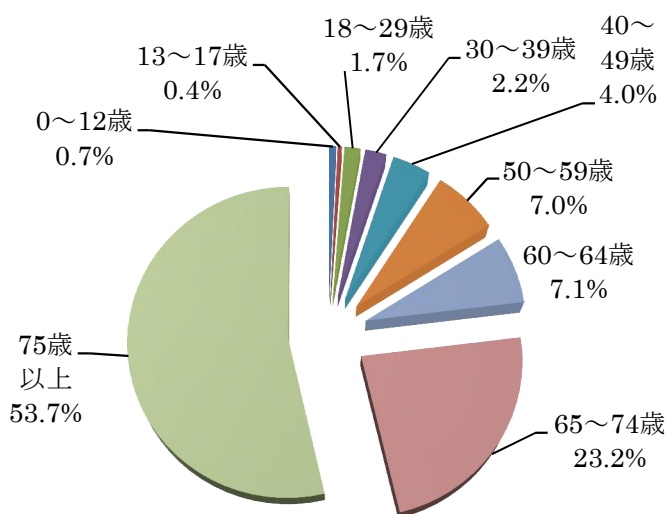
### 2 障害者の推移 (各年4月1日現在 単位:人)

年	身体障害者	知的障害者	精神障害者	合計
H25	3,449	664	527	4,640
H26	3,460	687	589	4,736
H27	3,428	701	614	4,743

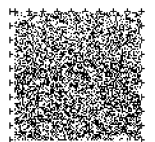
### 3 身体障害者数の推移(障害別)と年齢構成 (各年4月1日現在 単位:人)

年	言語障害	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	内部障害	合計
H25	36	2,105	209	366	733	3,449
H26	35	2,125	204	375	721	3,460
H27	29	2,072	207	382	738	3,428

(年齢構成は平成27年4月1日現在 単位:人)



0~12歳	26
13~17歳	15
18~29歳	57
30~39歳	76
40~49歳	138
50~59歳	237
60~64歳	242
65~74歳	797
75歳以上	1,840
合計	3,428

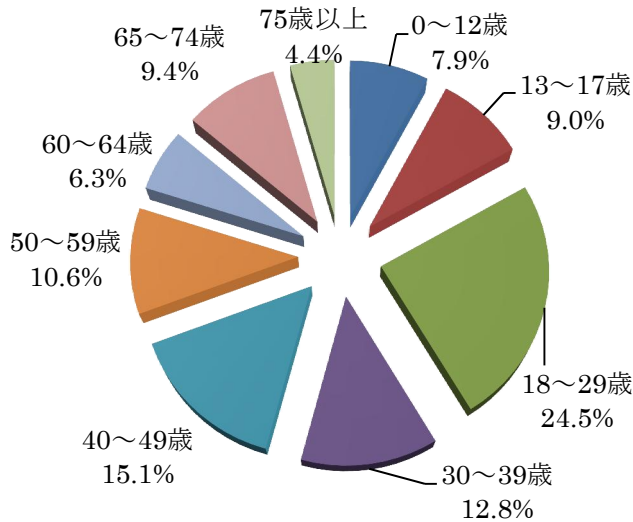


4 知的障害者数の推移と年齢構成

(各年4月1日現在 単位：人)

年	重度	中軽度	合計
H25	275	389	664
H26	277	410	687
H27	283	418	701

(年齢構成は平成27年4月1日現在 単位：人)



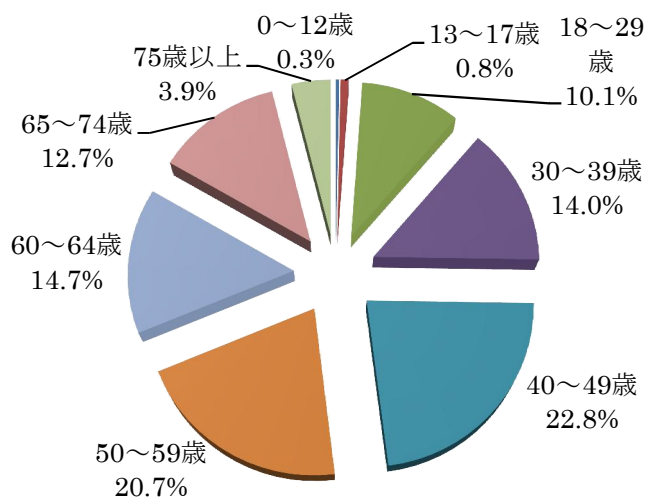
0~12歳	55
13~17歳	63
18~29歳	172
30~39歳	90
40~49歳	106
50~59歳	74
60~64歳	44
65~74歳	66
75歳以上	31
合計	701

5 精神障害者数の推移と年齢構成

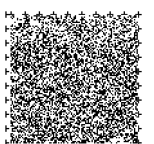
(各年4月1日現在 単位：人)

年	1級	2級	3級	合計
H25	53	429	45	527
H26	58	470	61	589
H27	58	485	71	614

(年齢構成は平成27年  
4月1日現在 単位：人)



0~12歳	2
13~17歳	5
18~29歳	62
30~39歳	86
40~49歳	140
50~59歳	127
60~64歳	90
65~74歳	78
75歳以上	24
合計	614



6 自立支援医療（精神通院）の資格所持者の推移

（各年3月31日現在 単位：人）

年	自立支援医療（精神通院）受給者数
H25	1,221
H26	1,250
H27	1,250

7 訪問系サービスの利用者の推移

（各年4月の実利用者数 単位：人）

	H25	H26	H27
居宅介護	80	98	92
行動援護	4	3	4
同行援護	10	11	11

8 日中活動系サービスの利用者の推移

（各年4月の実利用者数 単位：人）

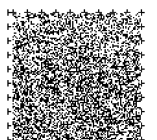
	H25	H26	H27
生活介護	204	202	195
自立訓練（機能訓練）	4	6	3
自立訓練（生活訓練・日中）	28	14	10
自立訓練（生活訓練・夜間）	14	11	8
就労移行支援	17	14	13
就労継続支援（B型）	159	163	178
療養介護	33	32	38
短期入所	16	24	27

9 居住系サービスの利用者の推移

（各年4月の実利用者数 単位：人）

	H25	H26	H27
共同生活援助 （グループホーム）	24	74	77
共同生活介護 （ケアホーム）	48		
施設入所支援	123	121	118

※ 共同生活介護（ケアホーム）は平成26年度から共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。



10 指定相談支援の利用者の推移

(各年4月の実利用者数 単位：人)

	H25	H26	H27
計画相談支援	69	130	255
地域移行支援	3	1	0
地域定着支援	44	48	57

11 障害児支援の利用者の推移

(各年4月の実利用者数 単位：人)

	H25	H26	H27
児童発達支援	41	45	31
放課後等デイサービス	32	37	40
障害児相談支援	1	97	109

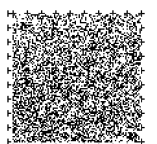
12 地域生活支援事業の推移

	H25	H26	H27
障害者相談支援 (年度延べ相談件数)	2,978	2,749	(見込) 2,266
移動支援 (各年4月の実利用人数)	51	51	58
日中一時支援 (各年4月の実利用人数)	51	62	78
地域活動支援センターⅠ型 (各年4月の登録者数)	46	51	51
地域活動支援センターⅡ型 (各年4月の実利用人数)	40	35	40
地域活動支援センターⅢ型 (各年4月の登録者数)	29	30	30
訪問入浴サービス (各年4月の実利用人数)	0	3	3

13 障害福祉サービス受給者数の推移

(各年4月末日現在 単位：人)

	H25	H26	H27
障害者	623	616	630
障害児	106	182	162





## ◇ 柏崎刈羽の障害福祉サービス等の状況について（平成27年12月現在）

※（身）身体障害、（知）知的障害、（精）精神障害、（児）児童

### 1 相談支援事業所

事業所名	〒番号	所在地	電話番号	基本相談	計画相談	地域移行	地域定着
障がい児（者）生活支援センター ふくし・ぱーとなー	945-0045	豊町3番4号 シャンポール8 104号	21-8814	○	者・児	○	○
茨内地域生活支援センター	945-1341	大字茨目 1260番地1	22-1215	○	者	○	○
元気館障害者デイサービスセンター	945-0061	栄町 18番 26号	35-6933	○	者・児	○	○
相談支援事業所 おうぎまち	945-0044	扇町 3番 37号	32-1008	○	者・児	○	○
柏崎市早期療育事業 子育て支援センター	945-0061	栄町 18番 26号	20-4216		者・児		
松風の里	945-0011	松波四丁目 8番 8号	21-9090		者・児		
松波の里	945-0011	松波四丁目 8番 18号	22-2111		者・児		
さざなみ学園	945-0011	松波四丁目 12番 81号	22-5785		者・児		

### 2 障害福祉サービス事業所

#### (1) 訪問系サービス

（※または受入可能人数）

サービス名	事業所名	※定員(人)	主な利用者				〒番号	所在地	電話番号
			身	知	精	児			
居宅介護	柏崎市社会福祉協議会 居宅介護事業所	—	身	知	精	児	945-0044	扇町3番37号	20-4570
	ロングラン	—	身	知	精	児	945-0052	錦町5番20号	21-5090
	アースサポート柏崎	—	身	知	精	児	945-1101	大字横山 1959番地 1	23-6600
	元気館障害者デイサービスセンター	—	身	知	精	児	945-0061	栄町 18番 26号	20-4260
	ジャパンケア柏崎松波	—	身	知	精	児	945-0011	松波二丁目 4番 20号	20-6835
重度訪問介護	柏崎市社会福祉協議会 居宅介護事業所	—	身	知	精	児	945-0044	扇町3番37号	20-4570
	ロングラン	—	身	知	精	児	945-0052	錦町5番20号	21-5090
	ジャパンケア柏崎松波	—	身	知	精	児	945-0011	松波二丁目 4番 20号	20-6835
	アースサポート柏崎	—	身	知	精	児	945-1101	大字横山 1959番地 1	23-6600
	元気館障害者デイサービスセンター	—	身	知	精	児	945-0061	栄町 18番 26号	20-4260
行動援護	ロングラン	—		知	精	児	945-0052	錦町5番20号	21-5090
同行援護	柏崎市社会福祉協議会 居宅介護事業所	—	身	知	精	児	945-0044	扇町3番37号	20-4570
	ロングラン	—	身	知	精	児	945-0052	錦町5番20号	21-5090
	元気館障害者デイサービスセンター	—	身	知	精	児	945-0061	栄町 18番 26号	20-4260
短期入所	松波の里	2		知		児	945-0011	松波四丁目 8番 18号	22-2111
	松風の里	5		知		児	945-0011	松波四丁目 8番 8号	21-9090
	さざなみ学園	4		知		児	945-0011	松波四丁目 12番 81号	22-5785
	新潟病院	4(不定)	身	知		児	945-8585	赤坂町 3番 52号	22-2126
	ここ・はうす	3	身	知	精	児	945-0046	四谷一丁目 14番 37号	21-5090
	Fステーション	3	身	知	精	児	945-0052	錦町5番20号	21-5090

#### (2) 日中活動系サービス

（※または受入可能人数）

サービス名	事業所名	※定員(人)	主な利用者				〒番号	所在地	電話番号
			身	知	精	児			
生活介護	元気館障害者デイサービスセンター	20	身	知			945-0061	栄町 18番 26号	20-4260
	松波の里	10	身	知			945-0011	松波四丁目 8番 18号	22-2111
	松風の里	—	身	知			945-0011	松波四丁目 8番 8号	21-9090
	さざなみ学園	—		知			945-0011	松波四丁目 12番 81号	22-5785
	スペースあると	10	身	知	精		945-0065	学校町 3番 12号	21-7604
	アトリエぼっけ	6	身	知	精		945-0051	東本町三丁目 7番 31号	47-7835
	Fステーション（カフェみるく）	12	身	知	精		945-0052	錦町5番20号	21-5090
	新潟病院（たんぼぼ）	多機能5	身	知		児	945-8585	赤坂町 3番 52号	22-2126

サービス名	事業所名	※定員(人)	主な利用者				〒番号	所在地	電話番号	
児童発達支援	柏崎市早期療育事業 子育て支援センター	20				児	945-0061	栄町 18 番 26 号	20-4216	
	くるーる	2				児	945-0046	四谷一丁目 14 番 37 号	21-5090	
	Fステーション(くるーる2)	5				児	945-0052	錦町5番20号	21-5090	
	新潟病院(たんぼぼ)	多機能5				児	945-8585	赤坂町3番52号	22-2126	
放課後等デイサービス	くるーる	8				児	945-0046	四谷一丁目 14 番 37 号	21-5090	
	Fステーション(くるーる2)	5				児	945-0052	錦町5番20号	21-5090	
	さざなみ学園	10				児	945-0011	松波四丁目 12 番 81 号	22-5785	
	新潟病院(たんぼぼ)	多機能5				児	945-8585	赤坂町3番52号	22-2126	
日中一時支援	日中短期	松波の里	2		知		児	945-0011	松波四丁目8番18号	22-2111
	日中短期 学齢期障害児	松風の里	5		知		児	945-0011	松波四丁目8番8号	21-9090
		さざなみ学園	4		知		児	945-0011	松波四丁目 12 番 81 号	22-5785
	社会適応訓練	たいよう SOCIO センター	10		知		児	945-0045	豊町3番5号	24-0690
		こすもす作業所	5	身	知	精		945-0045	豊町3番10号	22-1037
		アトリエぼっけ	2	身	知	精		945-0046	四谷一丁目 14 番 37 号	21-5090
		(キッチンぽてと)			知	精		945-0051	東本町一丁目 1 5 番 5 号	47-7080
米山自在館	3		知	精		945-1341	大字茨目 2043 番地	21-1414		
地域活動支援センターⅠ型	茨内地域生活支援センター	30	身	知	精	発	945-1341	大字茨目 1260 番地 1	22-1215	
地域活動支援センターⅡ型	元気館障害者デイサービスセンター	10	身	知	精	児	945-0061	栄町 18 番 26 号	20-4260	
地域活動支援センターⅢ型	柏崎市身障者福祉作業所	20	身	知			945-0046	四谷二丁目5番7号	22-5701	
	地域活動支援センターこすもす	10			精		945-0045	豊町3番10号	22-1037	
その他 作業所系	障がい者療育センター あじさい工房	15		知	精		949-4123	西山町池浦877番地	36-6100	

(3) 就労支援

(※または受入可能人数)

サービス名	事業所名	※定員(人)	主な利用者				〒番号	所在地	電話番号
就労移行支援	こすもす作業所	6			精		945-0045	豊町3番10号	22-1037
	たいよう SOCIO センター	8		知			945-0045	豊町3番5号	24-0690
	夢工房	3	身	知	精		945-0307	刈羽村大字刈羽 3584 番地 1	45-3554
就労継続支援A型	With You	20	身	知	精		945-0032	田塚一丁目3番26号	41-6025
就労継続支援B型	かしわハンズ	20		知	精		945-0817	宝町2番11号	21-7331
	こすもす作業所	25		知	精		945-0045	豊町3番10号	22-1037
	たいよう SOCIO センター	32		知			945-0045	豊町3番5号	24-0690
	アトリエぼっけ	14	身	知	精		945-0051	東本町三丁目7番31号	47-7835
	キッチンぽてと	10		知	精		945-0051	東本町一丁目 1 5 番 5 号	47-7080
	ワークステージ「喫茶めぐ」	20	身	知	精		945-0011	松波二丁目2番39号	ワークステージ 47-7119 24-6350
	夢工房	17	身	知	精		945-0307	刈羽村大字刈羽 3584 番地 1	45-3554
Fステーション(カフェみるく)	20	身	知	精		945-0052	錦町5番20号	21-5090	

(4) 自立訓練

(※または受入可能人数)

サービス名	事業所名	※定員(人)	主な利用者				〒番号	所在地	電話番号
自立訓練(機能訓練)	元気館障害者デイサービスセンター	6	身				945-0061	栄町 18 番 26 号	20-4260
自立訓練(生活訓練)	米山自在館	20		知	精		945-1341	大字茨目 2043 番地	21-1414
宿泊型自立訓練	米山自在館	20		知	精		945-1341	大字茨目 2043 番地	21-1414

## (5) 生活の場

(※または受入可能人数)

サービス名	事業所名	開設年月	バックアップ施設	※定員(人)	主な利用者			〒番号	所在地	電話番号
グループホーム	たいようホーム	H13.5	たいようSOC 10センター	男性6		知		945-0046	四谷二丁目4番3号	22-0670
	あっとホーム	H15.4	たいようSOC 10センター	男性5		知		945-0076	小倉町10番14号 刈ネツカ-デ-小倉町9号棟	21-1381
グループホーム	なぎさホーム	H18.4	松波の里	男性4		知		945-0011	松波四丁目2番56号	21-9090
	風sunホーム	H17.4	松風の里	女性6		知		945-0011	松波四丁目5番10号	21-9090
	風の丘ホーム	H18.10	松風の里	女性5		知		945-0026	藤元町26番4号	21-9090
	あらはまホーム	H24.4	松風の里	女性5		知		945-0017	荒浜三丁目6番2号	21-9090
	なかはまホーム	H25.4	松風の里	男性5		知		945-0852	中浜一丁目3番5号	21-9090
	こすもす荘	H9.8	こすもす作業所	男性12			精	945-0011	松波三丁目4番27号	32-1082
	米山荘	H8.4	米山自在館	男性4			精	945-0011	松波三丁目3番16号	米山自在館 21-1414
	よねやま	H14.7	米山自在館	男性5			精	945-1341	茨目三丁目3番30号	米山自在館 21-1414
	ここ・はうす	H22.3	ロングラン	男女4	身	知	精	945-0046	四谷一丁目14番37号	21-5090
	ここ・はうす まきはら	H24.3	ロングラン	男性5	身	知		945-0015	槇原町3番2号	21-5090
福祉ホーム	米山自在館	H4.4		10		知	精	945-1341	大字茨目2043番地	21-1414

## (6) 居宅支援サービス

(※または受入可能人数)

サービス名	事業所名	※定員(人)	主な利用者				〒番号	所在地	電話番号
移動支援	ロングラン	—	身	知	精	児	945-0052	錦町5番20号	21-5090
	柏崎市社会福祉協議会 居宅介護事業所	—	身	知	精	児	945-0044	扇町3番37号	20-4570
	元気館障害者デイサービスセンター	—	身	知	精	児	945-0061	栄町18番26号	20-4260
	アースサポート柏崎	—	身	知	精	児	945-1101	大字横山1959番地1	23-6600
生活サポート	柏崎市社会福祉協議会 居宅介護事業所	—	身	知	精	児	945-0044	扇町3番37号	20-4570
訪問入浴サービス	柏崎市社会福祉協議会 訪問入浴介護事業所	—	身	知	精	児	945-0044	扇町3番37号	41-4826
	アースサポート柏崎	—	身	知	精	児	945-1101	大字横山1959番地1	23-6600

## (7) 施設入所系サービス

(※または受入可能人数)

サービス名	事業所名	※定員(人)	主な利用者				〒番号	所在地	電話番号
療養介護(筋ジス)	新潟病院	95	身				945-8585	赤坂町3番52号	22-2126
療養介護 医療型障害児入所施設 (※重症心身障害児・者一体型)	新潟病院	85	身	知		児	945-8585	赤坂町3番52号	22-2126
						児	945-8585	赤坂町3番52号	22-2126
医療型障害児入所施設 (肢体不自由児支援)	新潟病院	21				児	945-8585	赤坂町3番52号	22-2126
障害者支援施設	松波の里	50		知			945-0011	松波四丁目8番18号	22-2111
	松風の里	50		知			945-0011	松波四丁目8番8号	21-9090
	さざなみ学園	21		知			945-0011	松波四丁目12番81号	22-5785
福祉型障害児入所施設	さざなみ学園	21		知			945-0011	松波四丁目12番81号	22-5785

※ 新潟病院の児者一体型の経過措置は、平成24年度から6年間

## (8) 特別支援学校

学校名	〒番号	所在地	電話番号
新潟県立はまなす特別支援学校	945-0011	松波四丁目10番1号	24-7833
新潟県立柏崎特別支援学校	945-0847	赤坂町3番63号	24-7476

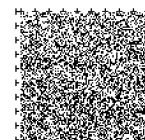


## ◇ 柏崎市障害者福祉推進会議

### ● 柏崎市障害者福祉推進会議委員一覧（その1）

任期：平成26年4月1日～平成28年3月31日

No.	区 分		氏 名	所 属
1	障害者団体の代表者等	（身体障害）	小越 藤一	柏崎市身体障害者福祉協会会長
2	障害者団体の代表者等	（知的障害）	竹井 裕美子	柏崎市手をつなぐ育成会会長
3	障害者団体の代表者等	（精神障害）	小林 正定	柏崎市精神障害者家族会 「はまなす会」会長
4	障害者団体の代表者等	（発達障害）	森山 光子	柏崎自閉症親の会 「星とたんぽぽ」運営委員
5	障害福祉事業所の代表者等	（団体）	浅野 泰彦	（福）柏崎市社会福祉協議会 事務局長
6	障害福祉事業所の代表者等	（日中系サービス）	近藤 泰文	（福）こすもすの会 こすもす作業所施設長
7	障害福祉事業所の代表者等	（日中系サービス）	西川 紀子	（福）ロングラン理事長
8	障害福祉事業所の代表者等	（入所系サービス）	牧野 洋一	（福）柏崎刈羽ミニコロニー 松風の里 園長
9	障害福祉事業所の代表者等	（相談支援）	村山 智	障がい児（者）生活支援センター ふくし・ぱーとなー 施設長
10	学識経験者	（大学）	黒木 宏一	新潟工科大学建築学科准教授
11	医療関係者	（病院）	吉濱 淳	柏崎厚生病院副院長
12	医療関係者	（病院）	高橋 真喜彦	（独）国立病院機構新潟病院 療育指導室長
13	教育関係者	（教育）	猪俣 保行	新潟県立はまなす特別支援学校 校長

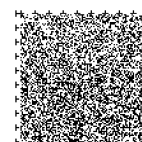


● 柏崎市障害者福祉推進会議委員一覧（その2）

任期：平成26年4月1日～平成28年3月31日

No.	区 分		氏 名	所 属
14	雇用・労働関係機関 の代表者等	(就労)	林 修一	柏崎公共職業安定所 統括職業指導官
15	公募による者	(公募)	小林 俊介	市民
16	公募による者	(公募)	中村 テル	市民
17	その他市長が必要と 認める者	(民生)	本多 満理子	柏崎市民生委員児童委員協議会 会長
18	その他市長が必要と 認める者	(企業)	品田 尚美	JAPAN 3D DEVIC ES (株)
19	その他市長が必要と 認める者	(不動産)	小林 正行	(社)新潟県宅地建物取引業協会 柏崎支部長
20	その他市長が必要と 認める者	(体育)	甫仮 弘毅	柏崎市スポーツ推進委員

オブザーバー 新潟県長岡地域振興局健康福祉部地域福祉課 課長代理 中坪 繁



## ● 新潟県柏崎市障害者福祉推進会議設置条例

平成25年12月18日条例第55号

(設置)

**第1条** 障害者が住み慣れた地域において、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう市民、市及び関係機関の相互の理解及び協働に基づき障害者福祉の推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、柏崎市障害者福祉推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

**第2条** 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議・検討し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づき定める柏崎市障害者計画の策定に関すること。
- (2) 前号の計画に関する施策の実施、進行管理及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者福祉の推進に関すること。

(組織)

**第3条** 推進会議は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表者等
- (2) 障害福祉事業所の代表者等
- (3) 学識経験者
- (4) 医療関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 雇用・労働関係機関の代表者等
- (7) 公募による者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

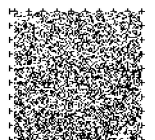
(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。



(推進会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 委員の委嘱のために必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(特例措置)

- 3 この条例の施行の日以後最初に開催される推進会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集するものとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正)

- 4 新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

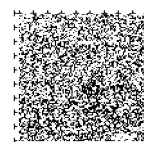
別表1中

「 介護認定審査会委員	1日につき	13,000円	〃
障害者介護給付費等支給審査会委員	1日につき	13,000円	〃

を

「 障害者介護給付費等支給審査会委員	1日につき	13,000円	〃
障害者福祉推進会議委員	1日につき	6,400円	〃
介護認定審査会委員	1日につき	13,000円	〃

に改める。





## ◇ 用語の説明

---

### あ行

#### ウェブアクセシビリティ

高齢者や障害のある人など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし、支障なく利用できることを意味します。

#### おもいやり駐車場制度

健常者がショッピングセンター等の障害者等用駐車スペースに停めるなどの不適正な駐車を防ぐために、身体に障害のある人、高齢者、妊産婦などの歩行が困難な人に県が利用者証を交付し、適正な利用を確保することを狙いとした制度です。

#### 音声コード

目の不自由な人向けに文書の内容を音声で読み上げるための元データが印刷された二次元バーコードです。1つのバーコードで、800文字分のデータを入れることができます。

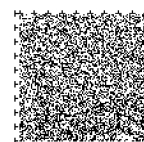
### か行

#### 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会

平成19年に柏崎市と刈羽村が共同で設置した協議会で、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健、医療、雇用、教育、行政等の幅広い分野の関係者により構成されています。地域の課題などを情報共有し、連携しながら障害のある人が地域で安心して暮らせるための支援体制の構築について協議を行っています。

#### 合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなっている社会的な障壁を取り除くために、状況に応じて行われる周囲の人たちの配慮をいいます。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助けなど、過度の負担にならない範囲で提供されるものとなっています。



### **障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）**

障害者の尊厳と権利を保障するための国際条約で、日本は国内の関係法律等の整備を行い、平成26年1月20日に条約を批准しました。平成27年7月現在、157カ国が批准しています。

### **障害者基本法**

障害者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の福祉を増進することを目的とした法律で、基本理念を定め、国や地方公共団体の等の責務、施策の基本事項等を定めた法律です。平成23年8月5日に障害者権利条約の批准のために改正されました。

### **障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）**

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障害者の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とした法律です。平成25年4月1日に障害者自立支援法から名称が変更され、基本理念の創設や障害者の範囲が拡大されました。

### **障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）**

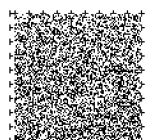
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害し、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務等を規定した法律です。平成24年10月1日から施行されました。

### **障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）**

障害者の自立に向けた生活支援を目的とし、公的機関が優先的に障害者就労施設等からの物品やサービスの調達を進めるために必要な措置を定めています。省庁や地方公共団体などの長は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、各年度の終了後には、その実績を公表することが義務づけられています。平成25年4月1日から施行されました。

### **障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）**

障害を理由とした差別の解消を推進するための基本的事項や、国・地方公共団体等



及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした法律です。平成28年4月1日から施行されました。

### **障害者トライアル雇用奨励金制度**

障害のある人の雇い入れ経験がない事業主等が、就職が困難な障害のある人を、ハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用を行う場合に助成する制度です。企業の障害者雇用に対する不安感等を解消し、以後の障害者雇用に取り組むきっかけ作りや就職を促進することを目的としています。

### **障害者法定雇用率**

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用しなければならないとされています。法定雇用率は、国、地方公共団体、一定の特殊法人は2.3%、都道府県等の教育委員会は2.2%、民間企業は2.0%とされています。

### **指定特定相談支援事業所**

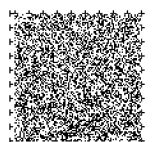
市区町村の指定を受けた相談支援事業所のことで、障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業所との連絡調整などを行っています。

### **ジョブガイダンス**

ハローワーク等が実施している事業で、就労を希望する精神障害のある人などを対象として、就労に関する知識や方法を身につけ、就労に対する不安を取り除くことを目的としています。

### **ジョブコーチ支援事業**

各都道府県の地域障害者職業センターにおいて実施している事業で、障害のある人、事業主等の要請に基づきジョブコーチ（職場適応援助者）が職場に出向き、障害のある人が職場に適応できるよう、直接支援を行います。障害のある人の職場定着を図ることが目的です。



## 市民後見人

一般市民による成年後見人で、認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行うものです。

## 消費生活センター

消費者安全法に基づき、地方自治体に設置が義務づけられている消費生活に関する相談窓口です。商品やサービスなど、消費生活全般の問題や苦情、問い合わせなどを受け付けて公正に対処し、問題の解決を支援しています。

## 職業リハビリテーション

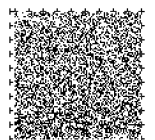
障害があることにより、職業に就くことが困難になっていたり、維持していくことが難しくなっている人にも、職業を通じた社会参加と自己実現、経済的自立の機会を作り出していく職業相談、職業訓練、職業指導、職業紹介などの職業的なサービスの取り組みや維持向上のための福祉的な方法などをいいます。

## 成年後見制度

認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて、選任された成年後見人が代理して行う制度です。判断能力に障害を有していても、自己決定能力がないと見なすのではなく、その残存能力と自己決定を尊重しながら、財産保護と自己の意思を反映させた生活を社会的に実現させる、というノーマライゼーションの思想が背景にあります。

## 相談支援ファイル

障害のある人やその家族などへ一貫した適切な支援と関係機関が必要な情報の共有と連携のために、総合的な評価、各種の相談・支援の内容とそれによる効果、ニーズ等を記録する相談・支援のためのファイルです。



### 地域リハビリテーション

障害のある人や高齢者及びその家族が、住み慣れた地域でそこに住む人々と共に、安全にいきいきとした生活が送れるよう、医療や保健・福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織が、リハビリテーションの立場から協力しあって行う活動のすべてをいいます。

### 通級指導教室

通常の学級に在籍する支援を必要とする子どもに対して、その子どもの状態に応じて特別な指導を行うための教室で、教科の学習は通常の学級で行います。言語障害・自閉症・情緒障害・弱視・難聴・学習障害・注意欠陥多動性障害（ADHD）・肢体不自由・病弱・身体虚弱の子どもが対象で、その状態を改善・克服するための自立活動を中心に、必要に応じて各教科の補充指導を行っています。

### 特別支援教育コーディネーター

特別支援学校や小・中学校において、特別支援教育を推進する役割を中心的に担う教諭で、特別な支援が必要な子どもに関する教育相談、福祉・医療等関連機関との連携調整役となっています。

### 日常生活自立支援事業

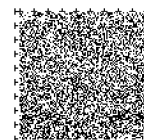
障害のある人や高齢者など、判断能力が十分でない人の日常的な金銭の管理や書類の預かりなどを本人との契約に基づいて、社会福祉協議会が支援をしている事業で、本人に契約能力があることが必要です。

### 日常生活用具

障害のある人が日常生活をしていく上で、その障害を軽減し、自立した生活を支援・実現するための用具のことです。重度の障害のある人に、障害の内容に応じて、日常生活用具の給付を行っています。

### ノーマライゼーション

障害のある人も健常者と同じように、お互いが特別に区別されることなく、社会の中で共に生活し、活動することが本来あるべき姿であるという考え方やそのような環境づくりを目指す活動などをいいます。



は行

### **バリアフリーまちづくり事業**

新潟県が推進している「福祉のまちづくり」のための事業で、誰もが安全・安心に通行できる歩行空間の確保を目的として、県内各地で「歩道整備」、「信号機等交通安全施設整備」、駅等の旅客施設の「エレベーター整備」を行っています。

### **避難行動要支援者名簿**

災害時に自分で避難することが難しく、避難の支援を必要とする避難行動要支援者の名前や住所、必要な支援や連絡先などの情報を地域で共有し、災害時に適切な支援を行えるようにするための名簿です。

### **福祉的就労**

障害のある人などで通常の事業所での就労が難しい場合に、福祉サービスとして働く場が提供される就労を福祉的就労といいます。

### **福祉避難所**

災害時に高齢者や障害のある人、妊婦ら、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる場合に開設される避難所です。

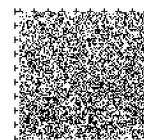
### **福祉有償運送事業**

NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障害のある人などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、有償で行う車による移送サービスのことをいいます。

や行

### **ユニバーサルデザイン**

障害の有無にかかわらず、すべての人にとって快適で使いやすいようにつくられた、製品・建造物・生活空間などのデザインのことで、





#### 第四次 柏崎市障害者計画

- ◆ 平成28年3月発行
- ◆ 発行 柏崎市  
〒945-8511  
新潟県柏崎市中央町5番50号  
TEL 0257-23-5111（代表）  
FAX 0257-21-1315  
電子メール [fukushi@city.kashiwazaki.lg.jp](mailto:fukushi@city.kashiwazaki.lg.jp)
- ◆ 編集 柏崎市 福祉保健部 福祉課